

第5回農林水産省政策評価会 議事録

開催日時：平成15年9月11日（木） 午後2時～5時

開催場所：農林水産省第1特別会議室

出席者：(委員)今村委員(座長)、秋岡委員、大木委員、大山委員、加藤委員、
田中委員、森本委員

(当省)大臣官房企画評価課長、大臣官房予算課長、大臣官房情報課長、大臣官房環境政策課長、国際部国際政策課長、統計部統計企画課長、総合食料局食料企画課長、消費・安全局総務課長、生産局総務課長、経営局経営政策課長、農村振興局農村政策課長、農林水産技術会議事務局技術政策課長、林野庁企画課長、水産庁企画課長ほか

1. 開会

(今村座長)

それでは、委員の皆さんもおそろいになりましたし、定刻になりましたので、ただいまから第5回農林水産省政策評価会を開催したいと思います。

2. 資料説明・意見交換

(今村座長)

本日は、今年度から試行的に実施されました新規施策の事前評価結果及び平成15年度政策の評価に当たっての各政策分野の目標設定等について、ご意見をいただくことになっております。

議事に入ります前に、7月1日の農林水産省の組織再編に伴いまして、各局庁の政策評価担当課長に人事異動がありましたので、企画評価課の徳田調査官からご紹介をお願いいたします。

(企画評価課徳田調査官)

それでは、前回(6月30日)の評価会以降、異動がありました各局庁政策評価担当課長を事務局より紹介させていただきます。

まず、総合食料局・中村食料企画課長でございます。

消費・安全局・奥原総務課長でございます。

生産局・高島総務課長でございます。

技術会議事務局・長谷川技術政策課長でございます。

水産庁・須藤企画課長でございます。

大臣官房・河崎統計企画課長でございます。

涌野情報課長でございます。

菊地環境政策課長でございます。

今日、橋本貿易関税課課長補佐が代理で出ております。

(橋本貿易関税課総括補佐)

本日、WTOではたばたしておりますので、私がまいりました。

(企画評価課徳田調査官)

本日は、後ほど岡島予算課長も出席することになっております。

(今村座長)

ありがとうございました。それでは、議事に移りたいと思います。

まず最初に、新規施策の事前評価につきまして、平成16年度予算概算要求への反映状況とあわせて関連資料が提出されておりますので、企画評価課から総括的な説明をいただいた後、各局庁より順次説明をいただきたいと存じます。

それでは、最初に、資料1、2に基づきまして、徳田調査官、お願いします。

(企画評価課徳田調査官)

まず、資料1に基づいて、平成14年度農林水産省政策評価結果の反映状況についてご説明させていただきます。

春以降の政策評価会のご議論を経て、実績評価結果と政策手段別評価結果を7月中旬に公表させていただきましたが、この結果を踏まえ、平成16年度概算要求に当たって、実績評価において達成度の低い政策分野の政策手段、あるいは政策手段別評価において必要性の特に低い事業を廃止することを含め、抜本的に見直しを行ったところでございます。

その結果の概要は、資料1でございますが、特に政策手段別評価において一定の改善・見直しが必要とされた76事業について、現段階で対応が確定できない4事業を除き、72事業すべてについて改善・見直しを行ったところでございます。それが資料1の下の表でございます。

なお、現段階で対応が確定できないといいますのは、注3で書いてございますように、独立行政法人農畜産業振興機構の指定助成対象事業でありまして、平成16年3月に決定することとしております。

続きまして、2ページ目でございますが、政策体系別に改善を行った手段数を整理しております。

次に、別表1につきましては、2ページ目をさらに詳しく整理しておりまして、本体は、その後に「反映状況調書」という形で整理しております。これにつきましては、政策分野別に個別表という形で、【政策評価結果の概要】の後に【政策評価結果の反映状況】、そして手段別の見直しについて具体的な例として3事業程度、それぞれ挙げて整理しております。実績評価結果の調書の一番最後に、組織・定員要求への反映状況についても整理しております。また、政策手段別評価結果についても、それぞれ見直しの状況を「反映状況調書」として整理したところでございます。

次に、資料2に移らせていただきたいと思います。本日、委員の方々からご意見をいただくことになっております事前評価でございますが、事前評価につきましては、昨年度、9府省において、政策評価法上義務付けがなされています公共事業や研究開発以外の施策を対象に実施したことから、農林水産省としましても、本年度、主要新規施策について、試行的に取り組むこととしたものでございます。全体としては341事業となりまして、それが資料2-2として、ファイルで配付しております。

本日の政策評価会におきましては、時間の制約もありまして、資料2-1の「主要政策分野に係る新規施策の事前評価結果書」について説明を申し上げ、主として、これについてご意見をいただければと思います。第1回目の評価会で、本年度、集中的に議論をしていただくことに決めました主要政策分野19の中から、各局庁が代表的な新規施策を1つ取り上げております。

今回いただきました各委員のご意見につきましては、次年度の事前評価に取り組む際に活かしてまいりたいと考えております。

農林水産省としては、施策の事前評価に初めて取り組んだわけでございますので、事前

評価結果書の様式をはじめ、評価対象をどうすべきか、評価の指標をどうすべきかなど、幅広く忌憚のないご意見をいただければと思います。

この事前評価結果書でございますが、例を挙げて様式について説明しますと、2 1のところを1枚めくっていただきたいのですが、まず施策名を書きまして、要求・要望額、そして担当課を書いております。その後「施策の概要」ということで、「目的」と「内容」を簡単に記した後、「政策評価体系上の位置づけ」ということで、実績評価との関係を明らかにしてございます。その実績評価結果を踏まえまして、事前評価の対象となる事業の「成果指標及びその目標値」を掲げ、「必要性」、「効率性」、「有効性」、「その他」の点から評価しております。

引き続きまして、各局から具体的な事業で説明させていただきますが、委員の皆様には事前に送付しておりますので、1事業3分をめどに、ポイントのみを簡潔に説明させていただきますので、最初にご了解をお願いします。

なお、事前に送付させていただいた資料と修正点はございません。

それでは、総合食料局から始めます。

(中村食料企画課長)

それでは、総合食料局関係ということで、今ごらんいただいております「集荷円滑化対策に必要な経費(過剰米短期融資貸付金)」についてご説明いたします。

この事業自身につきましては、昨年、米政策の見直しということで、「生産調整に関する研究会」を行いました。そこでの議論を踏まえまして、豊作になりますと過剰米が生じるわけでございますが、うまく処理しないと大変なことになるということで、豊作によって生じた過剰米を、普通の主食用のお米とは区分して出荷していただき、在庫として保有していただき、主食用市場に出さないといった取り組みに対して、無利子の短期融資を行うもので、要望額75億円という数字を掲げております。

ページをめくっていただきまして、上の方でございます。「成果指標及びその目標値」ということが書いてございます。豊作によるオーバーということでございますので、平成16年産米 今刈り取り始めていますのが15年産米でございますが、来年産米の生産目標数量として838万トン想定しております。これを豊作でオーバーした場合、それをいかにうまく処理できたかということが目標値でございます。

「評価結果」ということで次に書いてございます。「必要性」というところがございま

すけれども、先ほど申し上げましたように、豊作による過剰米を放置しておきますと、いたずらな米価の下落を招きまして、農業者等の経営の悪化、また、国民に対する安定供給の確保への懸念を生じます。これまでは、豊作になりそうだとということがわかった段階で後追いの対策を行っていたわけですが、今後、需要に応じた生産を進める、また、より高い効果の発現ということから、あらかじめ仕組みをつくる必要があるということでございます。

次に、「効率性」ということが書いてございますけれども、一定の仮定を置いて試算したところ、作況指数 103で大体30万トン程度の過剰米が生じます。そうした場合に、あらあらの計算ですけれども、販売総額が大体 2,400億円程度減少するのではないかといった資料も、先ほど申し上げました「生産調整に関する研究会」に提出されております。そういうことで、一定の財政支援が必要ではないかということでございます。

また、農業者による主体的取り組みの促進という観点から、補助金をダイレクトに交付するというのではなくして、国費の無利子貸し付けという手法を活用することにしております。

右の方ですが、「(3)有効性」ということが書いてございます。この取り組みによりまして、区分出荷を通じ、農業者に対して、実際、自分たちのお米が過剰になっているのだといった状況について、適切に伝達できるのではないかとということと、特に、農業者団体等によります主体的な販売環境の整備が進むのではないかと、そして、それを通じて、主食用米の価格のいたずらな下落を防止できるという評価でございます。

(奥原消費・安全局総務課長)

消費・安全局でございます。次の資料をみていただきますと、「有害物質リスク管理等委託事業」ということで書いてございますが、消費・安全局はこの7月に発足いたしました。BSEの経緯その他、農林省のこれまでの行政の仕方についての反省を踏まえまして、食の安全と安心の確保に軸足を置いて、きちんとした仕事をしていこうということで発足したわけでございます。いわゆるリスク管理をやることになっておりますが、これをやる時に一番重要な仕事は、まず、リスクがどの程度存在しているかを科学的に正確に認識するというところでございます。

「施策の概要」の(1)の「目的」のところに書いてございますが、汚染物質の実態をきちんと把握して、対策をきちんと立てていくということでございます。

(2)の「内容」のところを書いてございますように、これまで、ダイオキシン、鉛、カビ毒といったものにつきましては調査をやってきておりますが、最近、さらに心配な物質等がいろいろございますので、それにつきましては、拡充して実施していくということでございます。

そこに、ハザードとして、追加で3つ書いてございますが、砒素、水銀、ベンツピレン
これはタールをつくるときに出てくる物質でございますので、例えば木酢液といったものにも含まれている物質でございます。こういったものにつきましても調査の網をかけたまま、実態をきちんと把握して、その上でリスク管理をきちんとやっていく。来年度からこういうことを強化してやっていこうということでございます。

次のページのところをみていただきますと、これについての「評価結果」が書いてございます。「必要性」、「効率性」、「有効性」とございますが、「必要性」は、今申し上げました食品の安全の確保という観点から、どうしても必要なものと思っておりますし、「効率性」の点につきましては、安全の問題で効率性をどこまで考えるかということはあると思いますが、ただ、やってみても、その調査結果がきちんと使えないという話では困ります。そういう意味で、「効率性」のところの の中盤に書いてございますが、第三者委員会をつくりまして、調査設計をきちんとやって、本当に役に立つデータをとる、こういうことを心がけてやっていこうということでございます。

「有効性」の点につきましても、国内でのリスク管理の対策を立てる上で役に立つ、また、場合によって、国際機関でいろいろ規格をつくっておりますが、ここに提出していけば、そこでも議論が円滑に進む、そういった意味のあるデータをつくっていく、こういうことを心がけてやっていこうということでございます。

(高島生産局総務課長)

次のページでございますが、生産局としては、「都道府県営草地整備事業」ということで資料を出しております。(統合・新規)と書いてありますが、これは、今まで北海道だけで道営の草地整備をやっておりまして、これを都道府県、他のところでもできるようにして、新規として項目立てをしたという事業でございます。

予算は、書いてあるとおりでございます。

「施策の概要」のところ「目的」と「内容」がございまして、(1)の「目的」の一番下のところですが、基本的には、大型機械体系に対応した大規模かつ効率的な飼料基盤

を整備しようというものでございます。

事業内容が幾つか書いてありますが、新たに草地造成をするよりは、既存のものの整備や改良を中心に、県営のもの これはいろいろな草地整備の事業がございますけれども、規模が大きいものということで取り組んでいただきたいということでございます。

「政策評価体系上の位置づけ」でございますが、政策分野としては、「飼料の安定生産対策」ということで位置づけられております。

この中で「(4)目標値及び現状値」とありますが、今まで7つの政策手段で飼料対策をやっておりまして、ここにありますように、目標 、 、 で、今年も14年度の政策評価を実施しておりますが、 、 については達成ランクはCということでございます。なかなか目標が達成できていないという状況で、その理由につきましては、この下に書いてございます。

こういった状況を踏まえまして、やはり草地整備の必要性 次のページの政策評価の「必要性」のところですが、「国民や社会のニーズに照らした妥当性」ということで書いております。今、畜産物については、牛肉で36%、牛乳・乳製品で7割弱という自給率になっておりますが、飼料の自給率は25%程度でございます。名目的に自給率が上がっても、その基盤たる草地からやっていかないと日本の畜産基盤は確立しないということで、これから緊急に対応をとっていかうということで、県営規模で体制をしっかりとっていくということでございます。

「効率性」のところでございますけれども、これは公共事業でございます。その関係で費用対効果分析を前提に、費用対効果が1以上のものについてやるということで実施しております。

次のページで「有効性」のところですが、 の上のところがダブっております。 の上の部分を消していただきたいのですが、ここにいろいろ書いてございます。ここで、北海道でやっていた新得町の例が書いてありますが、飼料基盤が平均的に充実したということと、この例のところの一番下のところに飼料生産性の向上というのがありますけれども、その収量は、基本的に大型機械等の導入等に係ってくるということでございます。こういったことで、面積の拡大、また、生産性の向上ということで牧草生産の実効を上げていかうと考えております。

(今井経営政策課長)

経営局の資料をごらんいただきたいと思います。経営局につきましては、「経営構造対策事業」を例にご説明させていただきます。

資料の1ページ目の「施策の概要」の(1)のところを見ていただきたいと思いますけれども、「経営構造対策事業」につきましては、経営体の育成に直結するような機械・施設を整備することによりまして、認定農業者等の担い手の育成・確保、これら担い手への農地の利用集積をねらいとしている事業でございます。

(2)に書いてございますけれども、この事業に関連します政策分野であります「認定農業者等意欲ある農業者の育成」の平成14年度の評価におきまして、農地の集積や施設整備等の要素に応じた施策上の工夫がもう少し必要であるという改善方向が示されたわけでございます。これを踏まえまして、今後の施策展開をより効果的なものにしていこうということで、16年度の概算要求に当たり、この事業をはじめ、各種関連事業につきましては、可能な限り、担い手に施策を集中化・重点化していくということで、事業要件の見直し・改善を行うために一連の作業を進めてまいりました。

その一環として、「経営構造対策事業」につきましては、資料の(2)のところでございますけれども、事業の実施要件につきましては、いろいろ書いてありますが、ポイントとしては、担い手により限定されるように対象者を厳格化していこうというのが改善の第1点でございます。

もう一つは、資料の下の方の事業効果の面の要件ですけれども、事業効果の面の要件は、事業を実施した後、担い手に受益がどのくらい集中しているかという要件なのですが、これまでは、そういった観点からの要件を課しておりませんでした。今回、事業の見直しに当たりまして、この事業の要件として、認定農業者等の担い手育成の観点から、施設の目的等を考慮した上で、整備した施設の認定農業者等による利益割合が一定以上になるという要件を課していこうということに改善することにしました。

融資事業のように個人を対象とするものでありますと、施策の重点化がやりやすいわけですけれども、こうした一定の広がりのある地域を対象にしている事業ですと、施策の対象の絞り込みがやりづらい面があるのですが、今申し上げましたような事業実施要件、事業の効果要件を今回盛り込みましたので、事業実施を通じて、担い手への施策の集中化・重点化が従来以上に図れるような事業になっているということでございます。

ポイントは以上でございます。

(佐藤農村政策課長)

農村振興局ですが、11-1-7-1のページになります。「壱むら壱NPO促進事業」という事業についてであります。これは調査関係事業ですから、要求額は比較的小さ目で、540万円ということになっておりまして、18年度までの3年間の事業を予定しております。

その事業の内容ですが、「施策の概要」の「目的」の欄にありますように、都市と農山漁村の共生・対流に向けた地域づくりを効果的に進めるということで、都市と農山漁村の間に立つNPOのノウハウ、あるいは知見を活用していくものであります。こうした観点から、都市のNPOと農山漁村部の市町村が連携しまして、地域づくりの促進、あるいは農山漁村に対する都市住民の理解の促進を図っていこうということを目的としております。

事業の内容につきましては、「内容」の欄にありますように、実践的な地域づくりの活動のモデル事例の調査を行いまして、ノウハウや課題を整理したいと考えております。これとあわせまして、農山漁村と都市部のNPOの連携のためのマッチングを実施したいと考えております。また、関係者が集まりまして、具体的な取り組みに向けた検討会の開催等を通じて議論を進め、全体としての調査結果を普及させていきたいと考えております。

政策分野としましては、「農村地域の総合的整備の推進」ということで、そのための政策手段として考えております。

この事業の成果の評価ですけれども、次の7-2のページにありますように、事業終了後においても連携が継続していることを指標として、目標値としましては、すべての事業実施地域で連携が継続されているということで100%を考えております。

また、評価に当たりましては、事業2年目と3年目に、前年度の対象地で連携が継続しているということの評価したいと考えております。

続きまして、「評価結果」であります。まず、「必要性」につきましては、「国民や社会のニーズに照らした妥当性」に関しましては、住民の地域づくりの企画段階での参加を促進するという、住民の農村整備に対する満足度の向上が図られると考えております。

「国の関与の必要性」につきましては、こうした取り組みは、市場原理による取り組みは期待できにくいと考えられますので、国の関与が必要だと考えております。

「緊急性の有無」の関係ですが、本年度から、構造改革特区による規制緩和措置が実施されておりますので、これとの連動を考えますと、緊急性があると考えております。

続きまして、「効率性」でありますけれども、まず、「効果とコストの関係に関する分析」につきましては、効率的な予算執行、あるいは効率的な事業実施が期待できると考えております。

「手段の妥当性」につきましては、効率性の向上に配慮した手段として妥当性があると考えております。

続きまして、次の7 3のページ、「有効性」についてでありますけれども、都市部のNPOの参画や都市的視点の導入、農山漁村部の住民へのインセンティブ、都市住民への農山漁村に関する情報の還流といったことが期待されますので、有効性が高いと考えております。

(新木林野庁企画課長)

林野庁でございます。林野庁は、3 11 - 1 1、「地域材の新しい大規模な流通・加工システムを確立する対策」を新規として要求しておりまして、これをご説明いたします。

ご承知のとおり、「森林・林業基本計画」に、木材の利用目標、平成22年に2,500万立方メートルということで掲げておりまして、この達成を目指して、木材利用を一生懸命やっておるわけでありますけれども、実績は上がっていないという実態があるわけでございます。そこで、ここに出ておりますように、現状では利用が進んでいない製品や用途に利用・拡大していくことが必要であるということでもあります。特に、従来、主に外材利用になっておった大手住宅メーカーをターゲットといたしまして、その品質・性能が明確な製品を供給していきたい。これが課題であるということでございます。

こういうことから、林野庁の中で「国産材新流通・加工システム検討委員会」を立ち上げまして検討いたしました。これまで国産材が余り利用されていなかった集成材や合板、内装材に国産材の利用を拡大していこう。それを大手のハウスメーカーの大規模需要者に安定的に供給していく。そういった新しい流通・加工システムを構築していこうという対応方向が明らかになったわけでありまして、こうした方向づけを受けまして、その新しいシステムをつくっていくということでモデル事業を行っていきたいということでございます。

その内容でございますけれども、ページをちょっと飛ばしていただきまして、3 11 - 1 4の次に、「対応の方向」ということでイメージ図が出ております。それをごらんになっていただきたいのでございますけれども、それぞれの段階におきまして、上に書いているような問題があるわけでございます。その対応方向といたしまして、ここに出てい

るようなことになっております。

ちょっと説明いたしますと、例えば素材生産段階におきましては、ロットのとりまとめによりましてコストダウンを図っていくということでありまして、原木流通段階におきましては、ストックヤードを築きまして、その直送システム等を形成していく。次にA材とB材とあります。従来使われていなかった間伐材、曲がり材、短尺材をB材とっております。このB材をうまく加工いたしまして、それを集成材や内装材、合板に使っていく。それを住宅メーカーにもっていくという方向でやっていきたいというのがそのイメージでございます。概略でございますけれども、そういうことで、全国5地域で、モデル的かつ実証的にこのようなことをやっていきたいと思っております。

3 11 - 1 1のページに戻らせていただきまして、「政策評価体系上の位置づけ」でございますが、次の2ページ目に載っておりますように、この政策分野である「木材利用の推進と木材産業の健全な発展」という分野につきましては、木材利用量等は目標を下回っているわけでございます。これは、ここに理由が書いてありますけれども、新設住宅着工戸数が下回った、あるいは紙・板紙生産量が減少したといったことによるわけでありまして、こういったことから、需要者のニーズにこたえた木材の供給を拡大していく必要があるということでございます。

「成果指標及びその目標値」でございますけれども、目標値といたしまして、この事業によって、18年度の利用量を現状より50万立方メートル増加させたいということでございます。

「評価結果」でございますけれども、まず、「必要性」でございます。この事業は、18年度までの3カ年の緊急なモデル事業として、東北、九州等全国5地域で行うわけでありまして、これまでは取り組みが十分でなかった集成材、合板材、LVLといったエンジニアードウッド等に向けまして、間伐材、曲がり材、短尺材、欠点材等のB材の利用を拡大していくということでございます。これによりまして、国産材の新たな流通・加工システムの整備に資するというところでございます。非常に必要性の高い事業であると考えておるわけでございます。

「効率性」でございますけれども、本事業は、今申し上げましたように、モデル事業として実施するわけございまして、汎用性が高く、木材産業全体の参考とするシステムになるということをやりたいと思っておるわけでございます。これによりまして、木材の利用量の向上に資することができるものでありまして、効率性が高いと考えております。

「有効性」でございますけれども、先ほど申しましたように、本事業によりまして、18年度の地域材利用量を現状より50万立方メートル増加させるということでございまして、有効性が非常に高いと考えております。

以上のように、必要性、効率性、有効性の観点から事前評価を行った結果、政策分野の目標達成に資する施策としてふさわしいと判断いたしまして、予算要求をさせていただいております。

(須藤水産庁企画課長)

水産庁からは、6月4日、一番最後の2枚の紙でございますが、「衛星利用漁業取締システム開発事業」という新規の事業をご紹介します。

これは、具体的には、来年の夏に打ち上げがある予定でございます宇宙開発事業団のALOSという衛星に設置されます光学センサーとレーダーセンサーから出てくる画像を利用いたしまして、水産庁の取締船と有機的な連携ができないかということシステム開発する事業でございます。

我が国の排他的経済水域、俗に「200海里水域」といわれておりますが、我が国がその中の水産資源を管理する必要性がございます。これは、国連海洋法で定められた我が国の主権的権利でございます。450万平方キロメートルという非常に広い水域でございますが、我が国は、韓国や中国、ロシアといった外国漁船、約2,500隻に対しまして許可を出してございます。

ただ、残念ながら、これだけを見張るのではなく、無許可の操業船も存在している中で、水産庁は、漁業取締船35隻(官船6隻、用船29隻)と航空機4機といった体制でこれの監視に当たっているところでございます。

しかしながら、これですべてのカバー率を上げていくには一定の限界がございますので、どこに外国船がいて、どこを見張ったらいいのかというのを適時適切に判断していくことによって、そのカバー率を上げていくことが必要であろう。そのための情報としては、空から見張っている人工衛星の画像情報が非常に有効でございますから、これが使えないかということでございます。

具体的には、その人工衛星の画像情報は、光学センサーでありましたらば2.5メートル角のものまで分別できます。また、レーダーでありましたらば10メートル角のものまで分別できます。このくらいのメッシュで外国船の特徴、一定程度の傾向値を算定いたしまし

て、そこから推定するシステムを開発する必要があります。また、それをデータベース化すれば、一定の確率で、これは外国船である、また、違反船の可能性もあるといったことが即座に出てくる可能性がございます。これを開発していくということでございます。

「政策分野」でございます。1枚めくっていただきまして、これは「我が国周辺水域における水産資源の適切な管理」という政策分野でございますが、目標値といたしましては、平成18年度には遵守状況の確認割合を15.7%まで高めていきたいと考えてございます。平成14年度の現状値は14.8%ですから、これを1%弱高めるための一つの施策という形でございます。

「評価結果」でございます。その右側のページでございます。

まず、「必要性」でございますけれども、我が国の水産資源の適切な保存・管理を図る必要性の実効が担保されるように、今現在やっております取締船、航空機の連携をよくして、適時適切な場所にその船を配置させるという点で必要性が非常に高いと考えてございます。

「国の関与の必要性」でございますが、これはあくまでも取り締まりでございますので、国の権力の行使そのものでございます。それに密接に関連したものでございますから、国の関与の必要性があると考えてございます。

緊急性でございますけれども、一番下の（参考）というところに出てございますが、最近の外国漁船の取り締まり結果といたしましては、残念ながら、違反が多数みつきり、拿捕の件数が年々ふえているという状況でございます。したがって、取り締まりを強化しなければならないという意味で緊急性が高いと考えてございます。

1枚めくっていただきまして、「効率性」でございますが、空からみていて、取り締まりをする場所に適時適切に行くという意味で、船がある程度の間で見張りをするよりは、非常に正確性があるピンポイント攻撃ができるという意味で効率は非常に高くなります。そういう点で効率性は非常に高くなるとみております。

コストの面ですが、衛星を打ち上げる費用は宇宙開発事業団がすべてみておりますので、我が方がその画像をいただくコストはほとんど実費。画像の費用の実費でございますが、1画像1万円程度の非常に安いものでございます。したがって、システムさえつくれば、あとはうまく連携できるという意味で効率性が非常に高いものだろう。

「手段の妥当性」ですが、衛星であれば、非常に広く及んでいる排他的経済水域 450万平方キロメートルをすべてカバーできるということで、手段の妥当性としても高かろうと考

えてございます。

最後に、「有効性」でございますが、今まで説明しましたとおり、これによりまして、漁業取り締まり、特に外国船の漁業取り締まり情報が非常に正確にわかってくるということで、取り締まりのカバー率を上げることを期待してございます。有効性は高かろうと考えてございます。

(今村座長)

ありがとうございました。

以上で、事前評価について、各局庁の担当課長からご報告いただきました。以上の報告について、これから委員からご意見をいただきたい。あるいはご質問も含めてで結構ですが、お願いいたしたいと思います。どちらからいってもいいのですが、秋岡委員からやりましょうか。

(秋岡委員)

1つ意見で、1つ教えていただきたいことがあるのですけれども、先に教えていただきたい方をやります。

先ほど農村政策課からご説明いただいた「壱むら壱NPO促進事業」のイメージがあまりよくわからないのです。これは、例えばどんなところとどんなNPOで、どんな民間団体が間に入ってやるのか、これだけ読んでいるとイメージがよくわからないのです。例えば熊本県の何とか村と東京の何とかNPOで、間に入るのは何とかという民間団体とか、そのイメージがわかるような具体的な話がもしあれば教えていただきたい。

何でかという、その間に民間団体が入ることの意味があまりよく理解できないのですね。1枚めくった11 1 - 7 2の下ところに、「マッチング等により得られたノウハウが1箇所(民間団体)に集積されることで、その普及も効率的に行うことができる」と書いてあるのですけれども、要するに、これは仲人のプロを育てるということですね。では、その後、その人たちがその活動をどうやって広げていって、ノウハウを普及していくのかがよくみえないのと、これは予算が少ないので、いろいろな人が関与すると、結局、出張旅費と会議のお菓子代と人件費で消えてしまうような気がして、多くの人に関与するということがよくわからないのですね。予算が少なければもっとシンプルでないと、結局、実質的なところにお金を使う余裕がなくなってしまう。出張だって、あなたも私もとかい

って5人とか6人で行くと、すぐ10万とかしますよね。その辺のイメージを具体的に教えてくだされば結構です。

もう一つ、これもよくわからないというか、これは企画評価課の方に伺った方がいいのかもしれないのですけれども、今回、みんなで議論するテーマで、一番最初に総合食料局から過剰米短期融資貸付金というのを出していただいて、もちろん、これはこれですごく重要な問題だということはよくわかるのですが、この会議は、冷夏だといわれてから初めて開かれる会議ですよ。地震や冷夏などはあってはならないことなのですから、冷夏の今年は、机上の空論ではなくて、冷夏に対する農水省の政策が実質的にこのように役に立ったとか、ここは意外とだめだったとか、消費者はこのように反応したとか、すごく具体的にチェックできるまたとない勉強の機会なのですが、今年は冷夏で、実際にどうだったかということの評価みたいなものがこの会議にどのように反映されてくるのかというのがよくわからない。冷夏でお米がとれないというのがこれだけ問題になっているときに、もちろん、過剰米の融資制度は大事なのですから、それが出てきて、冷夏の対策とこれはどうリンクしているのか。過剰米の融資制度が、とれ過ぎたときの農家の人のための政策なら、その裏側に、とれなかったときの消費者に対するケアがあって、本来、裏表の政策だと思うのですけれども、これが機械的に出てきて、冷夏の対策の話が出てこない。企画評価課のチョイスの意味がよくわからないので、そこをちょっと教えていただけたらなと思いました。

以上2つです。

(今村座長)

先に問題点、あるいはご意見をいただいた上でまとめてやりたいと思います。担当課長さんは、その間にいろいろ考えていただく、あるいは資料を整理していただきたいと思います。

続きまして、大木委員、お願いします。

(大木委員)

今、秋岡委員がいわれたように、私も、どうリンクしているのかなと思いましたことが1つです。

もう一つは、2番目にご説明をいただいた「有害物質リスク管理等委託事業」というと

ころですけれども、昨年は、農薬問題とかいろいろあったのに、農水省としてはAランクをつけましたよね。消費者の視点から見ると、これはどうしてもおかしい。どうしてなのかというと、判断基準を購入量でやったからおかしかったのでしょうかということ私も意見として述べさせていただいて、これは評価しないということになりましたよね。そういうことがあったので、今度は「実態把握等を行う必要がある」となっていますけれどもそういうものをここに書かれたということは、それではなくて、違うことをしようと思っただけなのかなと思うのですが、具体的にどんなことをなさるのかなというのがちょっと気になった点です。

「都道府県営草地整備事業」のところでもちょっと教えていただきたいのですが、これは草地だから、牧草のことをいろいろなさるのかなと思ったのですが、「大目標」のところに、「消費者に対し、新鮮で良質な食料及び林産物を合理的な価格で安定的に供給する」とありますよね。これは牧草とイメージしていたのですが、こういうときには「林産物」というのでしょうか。不勉強で、牧草も林産物に入るのかどうか分からないものですから、それをちょっと教えていただきたい。

その次の2ページのところで、基盤からやらないと、こういうものの自給率は上がらないということで、それは非常に必要なことですし、やってほしいと思っているのですが、生産者というか、牛とか飼ってらっしゃる方は、幾らそういわれても、家の軒先までもってきているものでやった方が効率がずっといいわけだから、そんなことはしたくないという話をよく聞くのですが、生産者の意識をどのように酌んで必要性を考えられて、予算を組まれているのかなというところをちょっと教えていただきたいと思いました。

(大山委員)

後で目標設定の話があるようですから、そちらでも議論になるのかもしれませんが、全般的な印象としまして、目標を設定するのは非常に難しいのだなというのがあります。つまり、それぞれの施策、あるいは事業に関して目標が設定してあるのですが、目標の設定に関して、もうちょっといろいろ考えた方がいいのではないかなという印象が強いのです。もうちょっと具体的にいきますと、それぞれのところで目標があるのですが、それはどういう問題点から出てきているのか、どういう戦略を考えた上での目標なのか、大きな目標に対するいろいろな戦略の中でどういう位置づけにあるのかといったことをイメージとしてつかみたいのですが、それがつかめないというのが非常に大

きな印象です。いろいろ読ませていただくと非常にいいことが書いてあるというか、後で例を出しますけれども、こういうことが大事なのだなというのが非常によくわかるのですが、それが、政策評価というこの事業でランクがAになりました、評価できますとかというのとうまくくっかないというのが私の印象です。ということは、結局、目標の設定の仕方に問題があるのではないかなというのが大きな印象です。

例えば、お米の需給対策が一番大きな話なのでしょうけれども、このところで、目標値が供給量 1,171万トンで、現状値が 1,177万トンで、ランクがAで、という話があるのですが、これは説得力がないというか、本当にそれでいいのかなと。ちゃんとみると書いてあるのですね。ランクはAで、達成率は99とかになっているけれども、問題点が非常に多いのだという話がしっかり書いてあって、多くの課題が残っているということも書いてある。それはどういう理由かという、需要の予測が困難だからといった話が出ていて、それぞれは非常に説得力がある。そういうことが背景で、こういうのが出てきたのかなと思うのですけれども、供給だけで、こういうマクロな数字だけで話をすると、どうしても無理が出てくるのではないか。つまり、お米の方でいいますと、広い大きな言い方をすると、供給面だけをみているのが、少なくとも致命的な欠陥として、不十分なところとして……。つまり、需要の方を余りみていない。そこと供給とのリンクに余り注目していないところが説得力がないといえますか、そういう印象をどうしてももたされてしまうというのがあるのです。

よくみますと、消費者の嗜好の多様化に対応した供給体制をつくらなければいけないと。非常にいいことが書いてあるのですけれども、では、そのための戦略はどのようになっているのか。その戦略に基づく目標は何であって、その目標に対する達成率となるとわかるのですけれども、供給量 1,171万トン为目标にしたいというのがぼんと出てきてしまいますと、本当にそれでいいのかな、達成率、ランクはAでいいのかなと。結論としては、ランクは決してAになっていないわけですから、その辺で矛盾が出てきているのが、読んでいて歯がゆい。ですから、そういうところは、全体の需要と供給をみた上で、こういうことが望ましいのであると。需要予測が難しいというのはわかるのですけれども、では、どの程度の予測ならできるのかというところを明らかにした上で、それを前提とした目標はこうですという話をしていただければ……。お米も品種によって違う。地域によって違う。用途によって違う。いろいろな需要の形態があるわけですね。それに対する供給体制はこのように考えている。この目標は、その対応の中のこういうところに対応する目標なので

すということがわかるようなものが欲しいというのが私の印象です。

生産調整目標面積も 101万ヘクタールとか出てきて、実施率 101%というのですけれども、細かいことをいいますと、これは都道府県の数でいっているのか、市町村の数でいっているのか、面積でいっているのか、その辺も余りよくわからない。だから、実施率 101%で、生産調整目標を達成したというのはどうも説得力がない。

特別調整水田の方も同じような印象をもちました。2万 1,000ヘクタールを達成したとあるのですが、これの評価の仕方として、作況指数は 101だったけれども、生産目標量 900万トンに対して 889万トンだから評価できる、よくやったということは書いてあるのですが、一方で、1,171万が 1,177万になった原因はこれだという言い方を別のところでしている。やはり矛盾しているわけですね。それが原因で、71万トンが77万トンになったという話で、71万が77万トンになったのは、数字をみれば在庫の方から来ているのがふえていっているというのが注目すべきことなのではないかと思うのですが、特別調整水田のところでは、そのアップが原因であるということをいっていて、こちらでは、2万 1,000ヘクタールですか、900万トンに対して目標を達成したと評価している。

どうしてそういうことになるかということ、それぞれのところで見ると、達成しているから評価できる、あるいは、これこれの原因だから評価できないということになるけれども、全体での位置づけが欠けていることが原因ではないかなというのが、お米に関しての私の印象です。

もう一つだけいわせていただきますと、地域材の流通・加工システムの話、先ほどいわれた牧草地の話も全く同じような印象をもったのです。「合理的な価格による安定的な供給」というのは、言葉としては非常にわかるのですけれども、それをどう考えるか、それに対する戦略は何なのかというのがわかるような形が欲しいのですね。その話はどこにも書いていない。地域材の流通の話と牧草地の話で全く同じような表現が書いてあって、もちろん、それは望ましいことなのですけれども、例えば木材のところだと、現状が1万 7,000立方メートルに対して、目標が2万 1,000立方メートルですか。全国での木材の利用量をこれだけ増やしますと。お米のあれと同じ印象をもってしまうのですね。全体で1,171万トンが目標である、木材利用量2万 1,000立方メートルが目標であるということ、本当にその目標はいいのですか、どこからどういう戦略といたしますか、どういうところから来ているあれなのですか、それに対する戦略がこうで、その戦略の中のどういうところに貢献させるような政策に対する目標なのですかと。やはりマクロ過ぎるのです。ですから、

そのところは、みていて非常に歯がゆいという感じがしました。木材利用の場合でしたらもうちょっと多面的にやってほしい。用途別、材種別、地域別といった話がありましたけれども、あれは地域を選んでモデル事業ということだったですから、そういう意味ではちょっとミクロな話かもしれませんが、そこから何かを引き出したい、それを全国レベルでの政策としてもっていきたいという目標といいますか、将来のあれがあるのでしょうか、そういうところの方向づけをやっていただけたらと思います。

コストの話も、「合理的な価格で安定的供給」といいながら、コストの話は余り出ていないですし、そういうところもどの程度を目標にするのか、それが将来的にどの程度貢献できるのかという話を入れていただきたいというのが印象です。

もう一つ、もうちょっと欲をいえば、循環型社会の構築、地球環境問題、かなり大きな話も書いてあるのですけれども、そういうことがもし根底にあるのだとしたら、木材としての資源的な側面というか、大規模住宅メーカーに対する国産材の使用量もいいですが、もうちょっとマクロといいますか、ナショナルといいますか、グローバルといいますか、そういうところでもこの政策がどの程度貢献できるのだといった主張をしていただける方が政策評価にはアピールするし、目標としても我々が理解しやすいような形になるのではないかという印象をもちました。

(今村座長)

質問がいっぱい出たものですから、半分ずつで、また整理してやりたいと思います。

初め、企画評価課に、なぜこれをやるのかという広い意味での質問がありました。そういうところから……。

(皆川企画評価課長)

実は今回のものは、前回、前々回、今年度の評価会で、代表的新規施策の中で主要政策分野を19選んで、その中で代表的なものをやろうではないかという話があって選んでいるわけですが、その中でどうしてこの事業が出てきたかというのは、実は事前評価は、新規施策は全部やっているわけですね。三百四十幾らやっています、その中で、事例として供して、いろいろ議論が出るのではないかというのをたまたま選んだわけなので、冷夏なのに短期融資制度が出てきたとかということは全く関係がなくて、事前評価の例として、たまたま各局庁が供するにふさわしいと思ったものを選んできたということでありま

して、そこはちょっと申し上げておきたいと思います。

それから、今、大山委員や大木委員のお話を聞いていてちょっと思ったのですが、実は事前評価は、我が省でやるのは今回が初めてです。今のお話を聞いておまして、政策評価の実績評価をやったことと、今回の事業ごとの新規施策としての目標に関して、せんじ詰めていうと、実績評価の方ではかなり広範な反省などを行っているのに、それとちょっと遊離しているというか、有機的關係が何かよくわからないねということだと思いのですね。

実は実績評価は、大きな、例えば「米の需給政策」全般をとらえて、それにはいろいろな関与している事業があるわけですね。今回でいうと、米の短期融資制度は、「米の需給政策」という意味でいうと、その中の一部中の一部なわけですね。そういう意味では、去年の需給政策の実績評価の結果を踏まえての話で、それを全部受け取った形でもし説明するとすれば、「ああ、そうか」ということになるのでしょうけれども、実はこの中の新規の特定部分ということで、ですから、全体政策の中のこの部分、これを新規として出しているという部分、そのそれぞれごとに、という格好で構成せざるを得ないところがありまして、実績評価という束でとらえるのと、その反省に立った新規施策はここしかないものですから、何かちょっとそぐわない感じがあるかもしれません。我々としては、そこをどうやれば対外的にもっとわかりやすくできるのだろうかという模索として今回お出ししているので、今日のご意見もいろいろ伺いながら、どうやったら一般的にもっと理解がしやすい形になるだろうかと考えています。実は、我々やっている側も、政策担当課長で議論しますと、いろいろな議論が出まして、なぜこんなことをやらなければいかんのかという議論から、それが対外的にどう評価されるかということについて、やり方ももっと真摯に根源的に見直せという意見までいろいろ出ている中で、今年の前評価はとにかく試行的にやるという方向になったものですから、かなり無理に仕立てたという部分もありまして出ておりますので、今日のご議論も踏まえながら、来年に向けて、こういった形でやればいいのかといったことについての参考にさせていただきたいなと思っております。

「米の需給政策」の観点でいいますと、今年は冷夏なのに、過剰になったときの話が出てきて、という感じをおっしゃっているのだと思うのですが、今年の見方でいいますと、後で中村食料企画課長から話があるかもしれませんが、いずれにせよ、在庫がかなりありますので、量的な確保自体は十分できるということを、今もいろいろな場で申し上げていますが、特定銘柄の価格が若干高くなる。これは市場原理で、高くなった方が、そういった場合には需給が調整されていいわけです。。ただ、特定銘柄に過剰にいかなくたっていい

いのですよということ、いろいろな場であえて申し上げる。そういう意味で、そこは備蓄政策全般で受け取って対処すべき問題ではないかなと。備蓄の管理・運用という面に対処すべき問題と。こちらの方は、毎年、豊作になったということで全体の市況が非常に押し下げられるものを、生産者の経営の安定という面でいかに防止するか、どうやったらいいのだろうかということ、過去からいろいろ蓄積して議論してきたわけです。それは簡単な話ではないわけですが、それを一つの手法として今回出してきたというものでありまして、今年、たまたま出てきた。従来からいろいろ議論されている中から検討して、今年、たまたま新規として出てきたということで、出てくるのが遅いよという意味では遅いと思いますし、今年、冷夏の気候の中で出ているので、奇異な感じがしたかもしれませんが、それとこれとはちょっと間のあいた話だということでご理解いただければと思います。

(中村食料企画課長)

今の話の続きといえますか、補足を少しさせていただきますと、お米の世界は、どちらかという過剰基調でずっと来ている。皆さん、ご記憶にありますのは、平成5年がすごくひどい不作であった。それ以降は、少し不作だった年もありますが、基本的には、お米の世界はどうしてもできる方向にあったということで、でき過ぎてしまったときの対策をどうするかというのが永遠の課題であったわけでございます。それで、決定打ではないかもしれませんが、新規の施策を出ささせていただいたということでございます。

先ほどの、お米が足りない今のような状況ということのお話がありましたが、まさにそのための備えとして、備蓄、つまり政府の在庫運営をやっているわけでございます。数字はいろいろ動いておりますが、昨年の10月末現在で政府がもっております国産米が155万トン、また、豊作基調ということもありましたので、民間の自主流通米在庫が46万トンあったという状況がございます。ちなみに、平成5年のときは政府在庫は23万トンしかなかったという状況からしますと、年間消費量が大体900万トンを切っている中では、現在、かなりのお米が在庫として存在しているという状況でございます。そういう状況にありますが、今、新米、つまり15年産米の供給が少し遅れぎみということもありまして、特定銘柄について足りないということで少しヒートアップしている面がございます。そういうこともありますので、まさに備蓄がそれをつないでいくのだということで、今、在庫の供給を積極的にやっております。普通、政府米の備蓄は、基本的に1年古米以上のものを供給します。1年間置いておいて、それ以降供給していくという形をとっておりますけれども、

今回、14年産米 15年産が出ると1年古米になるのですが、まだ古米になっていない14年産米に対する需要が高いということで、それも前倒しで供給しております。

後ほどの資料に出てきますけれども、実は、年間20万トン政府米を売っていくのだという計画があったわけです。この夏に入る前までは、こういう状況になるということも考えられず、また、自主流通米在庫もあるということもありまして、政府米の売れは非常によくありませんで、1年間で7万トンぐらいしか売れないのではないかと状況でした。ところが、今のような作柄状況になり、政府米に対する需要が高くなっているのです。これは多分30万トンを超えて供給されるという状況になっています。今後、作柄の状況がさらに明らかになれば、どういう変化があるかわかりませんが、そういう状況になっております。いずれにしても、国民に対するお米の絶対量の供給という意味では何ら心配ない。まさに備蓄の活躍の場が提供されたのかなと思っています。

先ほど大山委員からございまして、企画評価課長がお答えになったので詳しく申し上げますけれども、全体のお米の需給ということを考えた場合、私ども、どうしてもマクロの需給を押さえないといけないのではないかとということで、それが一番手に来ているという面がございます。

先ほど「事前評価結果書」のところ、生産調整目標面積の達成とか特別調整水田のことについてのご質問もありましたが、生産調整目標面積の達成は面積ベースでございます。全国的にいいますと、達成している県と達成していない県があって、10県以上の県が達成していないような状況にあります。年によってばらつきが少しありますけれども。

生産調整目標面積は、どちらかという半強制的といいますが、国が面積を示して、達成していただくというものですけれども、その後の特別調整水田なり、需給調整水田の関係は、豊作になり、そうだったときにやってくださいねというものでございます。

ここで全体でいいたかったのは、需給の目標が一応あって、生産調整はそれを念頭に置いて面積を決めておりますので、そこがちゃんと達成でき、豊作になりそうだったときに需給調整水田なり特別調整水田に取り組んでいただければ、目指すところの数字が確保できるはずだということで、少し足りなかったかもしれないけれども、おおむね1,177万トンでいけたのかなということが書いてあるということでございます。

需要の見方が難しいということもどこかに書いてあります。私もそうだと思います。いよいよ16年産から米政策の見直しということで、需給調整の関係もいろいろな点で工夫を凝らし、大きく見直していくことにしています。これまでは役所の方で、いろいろな知

見のもとに、それなりの専門家が需要見通しを策定してきたわけですがけれども、いろいろな需要というより、まさに消費者側の需要や実需者側の需要といったものもあるでしょう。また、販売戦略に関連する部分もあるのではないかとということで、この需要見通しをもう少し公の場で議論して決めていく形にしようとしています。具体的には、「食料・農業・農村政策審議会」の食糧部会の中でその議論をし、それで決めていくシステムに変えております。

需要に応じた生産という意味では、今まで面積ということで配分していましたが、これを数量に変えるということで、もう少し需要……。

(森本委員)

ちょっといいですか。話がだんだんそれていっているような気がするのですが、今度の米政策は、需要と供給のバランスをとることが一番の目標でしょう。早い話、基本的には過剰米を出さなくするというのが今度の米政策の一番のポイントなのです。過剰米を出さないといいながら、今度、過剰米に対して融資するということは、国は今まで、過剰米に対して、えさ処理などをするときにお金を出してやっていたけれども、今からは要らんお金は出しませんよと。過剰米が出たときには、お金を貸してあげますから、処理は生産者自ら、あなたたちが自分たちでちゃんとやりなさいと。今度、量の配分で、面積の配分ではないわけだから、1万トン余れば、次の年、あなたたちは1万トン少なくてつくりなさいよということでしょう。長々と備蓄がどうのこうのって、話がわけわからなくなるけれども、早い話、そういうことで、今から先、国はそういった要らないお金は出しませんと。これから先の市場原理からみれば、そういうものに対してはお金を貸してあげますから、あとは生産者自ら、農業団体自ら、あなたたちが独自にやるのが大事になってくるのですよということでしょう。

ここで私が1つ聞きたいのは、そのお金は産地に貸すのか、市町村に貸すのか、農業団体に貸すのか、個人に貸すのか。そのあたりの話をしてほしい。

(中村食料企画課長)

一番最後のご質問にお答えすれば、これは、区分出荷をされた農業者の方にお金が行くというシステムでございます。

(森本委員)

行くというか、それは貸すので、やるのではないのだから、それは借金になるのでしょうか。

(中村食料企画課長)

お貸しします。

(森本委員)

返さなければならん。

(中村食料企画課長)

区分出荷した米を主食用として売った場合の代金または主食用以外にお売りになったときに入ってくるお金でお返しいただくということです。

(森本委員)

話は簡単なのですよ。簡単な話がなぜ10分も20分もかかるのか、私には不思議でたまらぬのですよ。

(今村座長)

秋岡さんの質問にちょっと関連していたから。そういうことです。

それでは、次に、奥原総務課長、お願いします。

(奥原消費・安全局総務課長)

それでは、大木委員の質問にお答えしたいと思います。今日の後半のテーマそのものなのですが、せっかくのお尋ねですので、お答えさせていただきたいと思います。

資料の1 1 - 1 1の下の方の「政策評価体系上の位置づけ」の(4)に「目標値」と書いてあります。ここのところに「食料消費に悪影響を及ぼすような重大な食品安全問題を発生させないこと」とあります。私、過去の議事録を読ませていただきまして、この話が相当議論になっていることは承知しておりました。私、この7月にこのポストにつきまして、消費・安全局はどういう仕事をしていくのか考えながら、政策評価をどのように

やったらいいか、いろいろ考えてまいりましたが、ここに書いてある目標値で本当にうまくいくのだろうかという思いを非常に強くもっております。食の安全・安心を確保するというのが消費・安全局の目的なのですけれども、正直に言って、この場で議論されております政策評価で、基準をつくって評価するのは非常に難しいことだなという感じをもちしております。

ここでの評価ということ抜きにして、一般的に政策を評価するという観点からいきますと、消費・安全局は科学的なデータをきちんととる。あるいは国際的な情報もきちんととって、その上で消費者の方にご説明し、理解を得る。あるいは意見も伺って、リスク管理をきちんとやる。その上で、このことが消費者の方々、あるいは国民にきちんと評価される。これが政策として意味のあることをやったということなのだろうと思います。

ところが、この中身も、大きくいいまして2つありまして、1つは、これまでできている規制をきちんとやることです。農薬なども規制がいろいろありますし、表示についても規制があるわけですし、この仕事をきちんとやれば、違反者は摘発されることになるわけですし、法令違反があったという話はそれなりに世の中に出ていきます。そうすると、今の評価基準になっている重大な食品安全事故が発生しないということにはなかなかありません。違反を摘発して、そういうものを少なくしていくという取り組みがどうしても必要になってくる。こういう話が1つあると思います。

もう一つは、実は、従来の規制では対応できない話がいろいろ出てくるわけでありまして、先ほどの有害物質の調査もそうです。従来、規制はなかったけれども、新しい食の安全についての問題点がいろいろ出てきて、我々はこれをきちんと調べた上で、きちんとしたリスク管理の指標を決めて、規制をかけていくといったことをやっていかなければいけない。こういう話になります。特にBSEのときに問われたのは、役所の不作為の責任ということなので、決まっていることをきちんとやるだけではなくて、決まっていないことも状況をきちんと分析した上で規制をかけていく。そこまで問われることになるわけです。そうしますと、日ごろからアンテナを高く張って、いろいろな食品に関する情報をとって、これに応じて、きちんとした対策を早目、早目に講じていく。消費者にもそういったことを早く情報公開する。こういったことをやっていくのが一般的な政策の目的の1つというか、大目的だと思っております。

ただ、後半でもまた申し上げますが、正直にいきますと、このことを、この場でやっております狭義の政策評価という局面にどのように結びつけていったらいいのだろうかとい

うのは、私ども、非常に悩んでおりまして、特に数値目標にするということになりますと、現時点では、今までの案に代替するいい方式は見出せていないということで、今回、後半でお示しするのは、従来のものを若干手直ししているという程度でございますが、一般的な政策評価と、この場の数値目標を含めた狭義の政策評価をできるだけ一致させる方向で、さらにご意見を伺いながら検討させていただきたいと思っております。

(高島生産局総務課長)

大木委員からお尋ねがありましたけれども、1つは、飼料は林産物かという話です。「大目標」の中で、「消費者に対し、新鮮で良質な食料及び林産物を合理的な価格で安定的に供給する」と書いてございますが、これは、政策の目標として、いろいろなものを全部束ねて、農産物、水産物は食料ということで、食べ物ではない林産物についてもあわせて安定的に供給しますよという目標の中の体系でございます。ですから、その中にたまたま入っていますけれども、飼料は林産物ではなくて、農産物ということでございます。そういう政策ツリーの中のとりまとめとしての言葉ということでございます。

こういった飼料基盤の整備は、生産農家の意識を酌んでいるのかということなのですが、生産農家としても、必ずしも自分でつくらなくても、コントラクターなどに作業を任せられることから、自給飼料基盤を充実させたいという気持ちはもっております。最終的にどうなるかという、これはあくまでもコストの話になってまいりまして、コストが見合うならば、ある程度までであれば自給飼料の生産の方向に動きます。特にBSEや口蹄疫は輸入飼料などから入ってきたというのもありますので、安全性の観点からも、できるだけ自分のところでつくりたいという意識はあると思います。それは最終的にコストにはね返ってまいりますので、こういった事業を使いながら、できるだけ生産者側が納得できるようなコストに下げられるようにということで、こういったいろいろな対策をやっしていきたいと思っております。

大山委員からもちょっとありましたが、「合理的な価格で安定的に供給」というのは、逆に消費者の方への供給の価格でございます。これも目標として全部束ねてありますので、フワツとしたことになっておりますけれども、個々いろいろな品目がこの中に入っております。これは全部自給できるものではありませんので、それぞれごとに国際価格をみながら、そういう人に受け入れられる合理的な価格とはどんなものなのか、国産として安定的に供給するにはどういった体制が必要であるか、具体的にそれぞれの品目ごとに頭に置

きながら検討しているということでございます。

(佐藤農村政策課長)

秋岡委員からご指摘のありました「壱むら壱NPO促進事業」ですけれども、これは、「目的」にありますように、都市と農山漁村の共生・対流を進めるというのが目的になっています。「共生・対流」というと非常にわかりにくいのですが、都市と農山漁村の行き来を盛んにして、ライフスタイルを充実させていこうという一つの運動論になっているわけです。これは、経済財政諮問会議でも、16年度予算の重点事項という政策群の1つとして位置づけられたわけでありまして、今、関係7省が連携して進めている施策です。

ただ、これは、NPOや住民の参画を進めていこうということで、あくまでも民間主体で取り組んでいくことが前提になっていまして、国は側面的にこれを支援していこうというのが基本的スタンスです。

具体的にこれを進める組織として、6月の末に「オーライ！ニッポン会議」という民間組織ができました。これは養老孟司氏を代表にした組織ですけれども、この組織の事務局を、「まちむら交流機構」といっていますが、財団法人の都市農山漁村交流活性化機構が担っております。この事業の中でいう民間組織としては、この「まちむら交流機構」を一応想定しています。「まちむら交流機構」は、NPOや市町村とのつながりが従来からありますので、そうしたストックを活用して「壱むら壱NPO促進事業」を進めていきたいと考えていますので、ゼロからの出発ではないということが前提になっています。

例えばNPOについてみれば、体験学習をやっているNPO、農村観光に取り組んでいるNPO、グラウンドワーク的な地域づくりをやっているNPOとかいろいろなところが「まちむら交流機構」に関連していますので、そういったところがフィールドを探しているということもありますし、また、市町村のサイドでは、新しい視点を注入してもらいたいといったニーズもありますので、そういったところをお互いに連携させていくというのがこの事業の主眼であります。

ただ、金額的な制約がありますので、16年度は一応4地区程度を想定していまして、効率的に進めたいと考えています。

このモデル事例の成果を、ホームページや報告書で各地域に普及させていきたいと考えていますので、この経費の多くは、そういった普及関係、例えば報告書の作成やホームページの作成に振り向けたいと思っていますので、旅費や会議費といった面で使うというよ

りは、むしろ普及のための経費と理解していただきたいと思っています。

(新木林野庁企画課長)

大山先生のお話でございまして、まず、2,500万立方メートルですけれども、これは「森林・林業基本計画」に掲げております。「森林・林業基本計画」ですけれども、平成13年に「林業基本法」から「森林・林業基本法」に変えました。従来は林業の振興ということだったのですけれども、そのときから多面的機能の発揮、そのためには林業の振興が必要であり、また、林産物の利用も重要であるということで変えまして、基本計画も立てたわけでございます。

2,500万立方メートルでございますが、これは、我が国の森林のもつ多面的機能 国土保全や水源かん養機能などがあるわけでありまして、これを発揮させるために必要な森林整備を実施するときに生産される国産材の量ということで、その国産材を林産物としてきちっと利用することが適切な森林整備につながるということで、その量として2,500万立方メートルを出したわけでございます。これはあくまでも平成22年度の話でございまして、それにつながる年次的な目標ということで、政策目標の中でそれぞれの年次の数値を掲げさせていただいたわけでございます。その木材利用量を達成するために、今回、この事業につきまして提示させていただいているということでございます。

この戦略的なねらいでございますけれども、今、木材利用は苦勞しております。大手の住宅メーカーが輸入材の方を向いてしまっている。理由としましては、品質、ロット、コスト。品質は、狂いの少ない材ということでありますし、ロットは量。コストと申しましても、実は外材が8割を占めておりますので、外材が価格形成の力をもっておるということでございまして、外材の価格に合わせて対抗していくということでございます。「合理的な価格」というのは、そのようなことでご理解いただきたいと思えます。

大手住宅メーカーに対しまして、今後どうしていくかといいますと、その図に出ておりますが、1つは、A材 これはきちっとした材木であります。できるだけ乾燥いたしまして、狂いの少ない形にして出していくということ。B材は、従来、利用されなかったものでございます。例えば間伐いたしましても、山の中にほうっておかれたりするものでございます。これをちゃんと加工いたしますと集成材や合板ということで、国内でもきちっと利用できる。もちろん、それを目がけまして、外国から合板や集成材などが入ってきておるわけでございます。それに対抗しまして、国内で利用されていないB材を、そこ

に出ておりますようにちゃんと加工いたしまして、集成材や内装材、合板といった形にいたしまして、大手住宅メーカーに使っていただくという戦略なわけであります。

苦労している中で、こういうことでそれぞれの課題を整理いたしました。整理いたしましたことに対して、対応していくという方向も一応議論いたしまして出しております。これにつきましては、林野庁の中だけではなくて、先ほど申しました委員会を設けまして、さんざんご議論いただいた結果、こういった方向を出しているということでございまして、ご理解を賜りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(今村座長)

まだ抜けているところもあるかもしれません。また、再質問があるかもしれませんが、時間の関係で、続きまして、加藤委員からお願いします。

(加藤委員)

実は、私が質問ないしはコメントしようと思ったことに前の3人の先生がほとんど触れられて、かつまた、役所側といいますか、企画評価課長さん初め、担当の課長さん方からのお答えの中でかなり出たのですが、私、何に関心をもったかという、1つは、さっき秋岡さんが触れられた過剰米のものに、秋岡さんがおっしゃったのと同じような意味で非常に関心をもちました。

それだけではなくて、その前提として、新規施策がここにこれだけ並んでいるわけですが、農林水産省全体として新規施策がたくさんあるだろう、どうしてこれが出てきたのかな、ほかはどうなっているのかなという思いがありました。企画評価課長さんから、実は新規施策は三百何十本あるのだと。どういう意味で代表的と思ったかは別として、そのうち、代表的と思われるものを各局から1本ずつ出してきましたというご説明をいただきまして、「ああ、なるほど」と。そうすると、ほかに新規施策があと三百数十あって、その中にはもしかすると私の関心事が含まれているのかなと思ったわけです。

過剰米の問題につきましては、先ほど来いろいろ議論がありましたから、それ以上触れません。

私に関心をもったのは、これから長期的には、地球の温暖化とかといった異常気象。日本だけでなく、皆さん、ご案内のとおり、特に今年のヨーロッパは物すごい熱波、干ばつですね。北米大陸の穀倉地帯も非常に大きな打撃を受けている。先ほど食料企画課長さん

は、今まで農水省としては、どちらかという、足りない心配よりは、足り過ぎたものをどうやってさばくかということが心配だったということで、それは全くそのとおりだろうと思いますけれども、私としては、こういう地球の異変、温暖化 何も今年だけではないわけです。ここ10年以上、そういうのが続いているわけですが、そういうものに対して、備えはどのようになっているのかなと。恐らくやっつけやっつけと思うのですが、例えば、こういう異常な気象にも耐え得るような米の品種を開発するとかというのが新規施策の中に入っているのかなというのがあれでございます。

ちなみに、イギリスも今年とはんでもない暑さだったわけで、そのために木が枯れ始めました。イギリスはカシが主要な樹種なのだそうですが、地球の温暖化で、このままだとカシの木が枯れていくのではないかと、死滅していくのではないかと。ですから、温暖化に耐えるカシをつくらなければいけない。そのためには、まず、南ヨーロッパで使われている木を緊急輸入して、それを植樹していこうといった施策をやろうとしているわけですね。

今、たまたま木のことをいいましたけれども、これから起こりつつあるそういう事態に対する備え。気候が不安定なのが温暖化の特徴ですから、来年もまた大熱波になるかわからないわけですが、いずれにしても、寒くなったり暑くなったり、雨がうんと降ったり降らなったりするわけで、異常気象に耐え得る品種の開発、あるいはそういったものに対する備え。かなり長期的で、今年暑かったから、さあ、どうだという話ではもちろんありませんけれども、その辺のところは聞きなかったなど。そういうのが新規施策の中に入っているのかなというのを後でお知らせいただければと思います。

2点目は、やはり秋岡さんがお触れになった壱むら壱NPO これは恐らく若い人かなにかが考えたネーミングだろうと思うのですが、実は、私のところは「環境文明21」というNPOをやっていて、長野県の南アルプスのふもとのある村で3年間、まさにここに書いているとおりのことをやっているわけですね。ただし、それは、農村の総合的整備の推進に寄与しようなどと思ってやっているわけでは全然なくて、環境に関心をもっている私たちの仲間と長野県の人口2,000人足らずの小さな村とで3年間やっている。夏のうちからお願いして、おいしい野菜をつくってもらって、みんなでそれを収穫に行き行って食べる。そのとき環境の講演とかかなにかやって、村の人たちに聞いてもらうといったことをやる。まさに交流そのものですね。ですから、くどいようですが、農村の総合的整備の推進などをやろうと思ってやっているわけでは全然なくて、楽しんでやっている。それはどこから補助金をもらってやっているわけでも何でもなくて、全く自前でやっているわけです。

農村側も私たちもお互いに楽しみながらやっているわけですが、こういうことをやって、インターネットで、こういう事例がありますよといったからといって、果たしてどれだけの効果があるのかなと。別にけなす意味では全然なくて、お金があるのだったらやった方がいいかもしれないけれども、正直いって、ないときにやって何になるのかなという思いはします。もう既にいろいろなNPOがやっていますので、いいのかなという感じがちょっとします。別にけなす意味ではありません。

3点目は、木材利用なのですが、これは言い出したら大変な議論になります。私自身は、もちろん木材の専門家でも森林の専門家でもないのですが、地球の温暖化をずっとやってきた人間として、かつ、バイオマスとかといったもの、エネルギー利用に関心のある者として、森林関係者のところにはいろいろと勉強に行っています。別に学者先生に聞いて歩くのではなくて、具体的にいうと、群馬県や長野県、福島県などの実際林業をやっている人たちに、一体どうなのだという話を聞いて歩いています。ほとんどギブアップというわけですね。日本は、京都議定書上 3.9%の一種の枠はもらったけれども、一体だれがやるのですかね、森林の間伐や植樹などをやってくれる人がどのくらいいるのか、とにかく65歳が一番若いぐらいで、もう……という話が次々と出てくるわけですね。つい最近、8月でしたか、長野県に行って、林業を長いことやってらした方に聞いたら、もう完全に夢のまた夢というわけですね。もちろん、林野庁は、そういう現実は何もご承知だと思うのですが、そういう現実をみると、このアイデアは、絵としては、非常によくでもないですが、こんな絵になるのだらうと思うのですが、いかにも絵空事だなという気がするわけですね。これでどうやって、今、自給率が2割まで落ち込んでしまった森林……。日本の森林は、もうほとんど捨てられた状態になっているわけですね。非常に荒っぽい言い方をすると、木だけはどんどん生えていますけれども、間伐もされていない。

地球温暖化とか地球環境問題が出てきて、「バイオマス・ニッポン」とかいろいろ新しく出てきた政策を取り入れて、まず、山の中に入っていく人の養成からやっていかなければいけない。また、新しい機材を開発していくとかいろいろなことをしていかなければいけない。それはコストのかかる問題ですね。先ほど大山先生が、合理的なコストの何とかということについてお触れになったと思うのですが、外材とどうやって対抗していくのか。今、間伐材とか、バイオマスエネルギーを使って乾燥させるということは現場で一生懸命やられているわけですね。そういう努力ですね。木の根っこや木の枝などをチップにして、それを燃やして、その熱を使って乾燥させるなんていうことをやっているわけですが、こ

の絵をみる限り、そういうのも全然書いていない。ちょっと失礼な言い方かもしれませんが、現実を踏まえていないな、頭で考えているなという印象が非常に強いわけです。担当の方は、私が今していることぐらいは百も承知でやってらっしゃると思うのですが、この絵からはそういう印象を受けないので、果たしてうまくいくものかと。

木材利用を進めること自体はものすごく大事なことで、ぜひやってほしい。しかし、そのためには相当根っこから掘り起こさなければいけない。まず、山へ入っていく人からやっていかなければいけない。私はよくいうのですが、日本は、50年かけて、山にいた森林労働者、きこりとかいろいろな人たちを皆都会へおろしてしまったわけですね。おろしてしまって、木は全部外国から買ってきて、それでやる。非常に好き者や大金持ちだけが日本の木材を使って立派な家をつくる。簡単にいうと、そういう形態ですね。それをもう一回元へ戻すには、かなり根っこからやらなければいけない。その根っこのところが出てきていないなという印象ですね。そこは別の新規施策の中に書いてあるのかもしれませんが、この絵をみて、とりあえずコメントさせていただきました。

(田中委員)

大勢の委員がおっしゃることはもっともであります。私が気づいた点を何点か申し上げたいと思います。

事前評価を試みられたことは非常に結構だと思います。徳田調査官がおっしゃったように、従来、公共事業、大型の研究には義務付けられておりましたけれども、そのほかは経済産業省や文科省などが若干やっていたということで、農水省が全部の事業について、実績評価と同じような視点で事前に評価することは非常にいいことだと思います。なぜかといえば、ここに書いてあることを裏返せば、これは即、次の年からは実績評価の評価基準、どうなりましたかということになるわけでありますから、そういいかげんなことは書けない。

私は、三百四十いくつというのは全部が新規ではないと思います。事前評価とおっしゃっているけれども、予算要求するときには、あるいは定員要求するときには、必ずこういう理屈で要求していると思うのですね。こういう理屈で人が要るのですよ、金が要るのですよということで要求しておるわけですから、それを評価の形で、必要性だ、効率性だということでパターンを決めて、要求に当たって、省を挙げて示されたことは非常にいいことだし、次の年が楽しみであります。逆にいうと非常に厳しい話になる。新規だけではな

くて、すべての施策についてこうやられたということについて、私はそれこそ評価します。

ただ、私も役人を何十年やってあって、短く書きなさいという……。恐らく官房からの要請だったと思います。余り長々書くとわからなくなる。だからといって、短く書いて余計わけがわからなくなっているというのがこのペーパーではないか。何回読んでもなかなかよくわからない。

例えば米の話でいえば、私も米で大分苦しみましたから、よくわかるのですが、初め、パッと考えたときに、もし農家が借りるとすると、それは何年ぐらい借りののかな、1年なのかな、それを、米の需要というのか、米を食する以外のものに使うかどうか、だれが監視するのかな、だれがチェックするのかなとかということをしぐ考えるわけです。一体それは何のためのお金か、倉敷料なのかなと。区分して入れておく。それと、森本さんによると、減らすべき量が末端の農家まで割り当てられておるということを前提に、この制度が仕組みられているのかどうか。マクロの数字に関心があるとともに、そういうミクロの話にしぐ関心がいく悪い癖があるのですけれども、それと同時に、マクロといえば、目標数量 838万トンというのは一体どこから引っ張ってきたのかなと。こっちの分厚い資料をみればわかるかもわかりません。それをベースに過剰かどうかを判断すると。過剰かどうかというのは全国ベースではしぐわかりますが、ずっと前の生産調整でいえば、各県に割り当てられて、それがまた市町村に行くわけです。そして各農家まで行く。しかし、昔の制度がそのまま今生きているのかなと。これは聞いてみなければわかりませんが、各農家まですべて割り当てが行ってあって、各農家は自分がいくら超えるということはしぐわかりますから、それをベースにお話しになっているかどうかいうところまでしぐ……。どういう仕組みになっているのかな、そのお金は何に使うお金なのかなといったことを疑問に思いました。

それはともかくとして、まず一番初めに、事前評価なるものをおやりになったことは非常にいいということと、2つ目に、物事に2つの側面があって、今いったように、マクロの数字ならマクロの数字の根拠、一体どこから出てきたのか、あるいは、今、米の例でいいましたけれども、具体的にどのようにやるのかなと。こっちの資料をみればわかるかもわからない。

特にNPOは、私は加藤先生の話に大賛成です。大体、補助金をもらってNPOをやるというのはインチキだと私は思っているのですけれども、多分話が既についてあって、後追いで、補助金を上げます、調査してくださいという話ならそうかなという気がします。

そういうことなのかどうか。これから4つほどやるのに、何もわけわからんということはありませんので、めどをつけておいて、そこにお金が必要だろうと。口が悪いけれども、ひもつきのNPOになってしまうかもわからないが、そういう話なのかなと伺ってありました。それかどうかわかりませんが。

3つ目は、どの先生もおっしゃっているのだけれども、特に加藤さんがおっしゃったように、いろいろな施策について、何で来年というか、唐突に出てくるの？ 今まで何をしていたの？ということなのです。例えば木材の問題もそうなのですけれども、今までいろいろ苦労しながらやってきた。それが夢のように、来年度からこれをやればすべてうまくいくと。そういう疑問をもつのですが、疑問をもたせないためには、今までのネックは何であったけれども、こうすればそのネックがなくなるのだと。そういう説明の仕方なら納得がいくのです。従前から気にしておったのだけれども、新しいITの技術とかなんかが出てきて、それでそれが可能になったのだと。あるいは、木材なら木材でこういう技術が出てきて、今までどうしようもなかった間伐材の問題の解決のめどがつきそうだからやっているのだと。非常に幼稚産業だから、やはり呼び水、お金が必要だろうといった説明があれば、もし私が財務省であったとすれば、なるほどなと納得するけれども、去年まで何もできませんでした、来年から急にこうやりますというのは、ああ、そう、どうしてそれができるの？という話になってしまうおそれがあるのではないかと。つまり、突然思いついたアイデアなのかどうなのか。あるいは、今まで考えておったけれども、何らかの技術開発なり新たな手順でそれができる可能性があるというなら、それはそれで説明する。そのことがわからないから、しかも短い文章だから、よくわからないということなのかわからない。

しかし、そうであっても、冒頭に申し上げたように、この試みは来年度からの実績評価につながって行って、そうであるからこそ、これが一つのスパイラルのように展開していく、今までの実績評価なり総合評価なりが生きてくるのではないかなということ、このこと自体に対しては敬意を表したいと思っております。

加藤さんは長いこと環境問題をやっていらっしゃるから、ああいう関心をとっておられる。全くそうだと思います。私も、どうしたらいいか、長年悩んでいるのですけれども、モンスーン地帯にあって、我が国ぐらい、農業、あるいは林業に適した国はないのですね。それを、我が国のためだけではなくて、国際的に活用する責めがあるとまで私は思っているのです。ただ、それは予算に限りがあり、どういう知恵を出したらそういう責めを果た

すことができるのかなと長年考えているのですけれども、思いとは逆に農村は疲弊していき、山は、加藤さんによると、50年かけて皆おりてしまったという話なので、そこら辺は農水省の方でどのように考えていらっしゃるのか。我が国の農林業の長期のあり方については、私は本当に重要だと思っております。

そのことと同時に、専門家が横におられるから、認定農家の問題は森本さんにやってもらいますけれども、これも何回もいっていることですが、農業を健全にやっていくということは、どういうパターンでやったらいいのか。特区でいろいろいっていますが、株式会社にやらせたら、農地をいつ売ってしまうかわからないというけれども、膨大な金をかけた個人の農地は、8年とか9年とかたてば、地方の農業委員会、県は農業会議ですが、皆転用を許可しますよ。だから、逆にいうと、高速道路が通ってくれないかな、インターチェンジでひっかかってくれないか、高く売れていいのにと。個人の農民にそれを許しながら、株式会社は参入させない。株式会社の方は、私はいつも、ゴーイングコンサーンで結構ではないかといっている。そういう矛盾について いや、なぜかということはわかっているのですが、そこはやはり踏み越えなければいけないという気がしております。一方で農業生産法人が、だんだん要件を緩和して、あたかも株式会社と同じようなことになっていく。農水省的な戦略といえば、まさにそういうことで、私は高く評価するのです。北風のように正面からあげようと思うと皆かたく閉めるのだけれども、食管法の改正のときのように、ホンワカ、ホンワカやっているうちに中身はドンガラになっていくということの方が非常に利口なやり方かもわからない。しかし、いうかいわないかは別にして、目標はしっかり頭に置いてやってもらわなければいかんということを、今日、お話を伺いながら感じました。

(森本委員)

各論でやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

最初の過剰米のものは、この前も話したのですが、ちょうど真ん中の「大目標」で「ほこり、魅力、やりがい」と。「ほこり」という言葉がやはり使っているのですけれども、「ほこり」ぐらいは漢字で書いてほしい。「ほこり、魅力、やりがい」もいいけれども、農林水産業は農林水産業でなりわいを立てられる、生活できるということが一番の大目標にならなければいかん。ただ単に誇りだけで飯は食えないのだから、そういった目標設定にするべきではないのかなという気がするのです。

それと、予算課長も来られておりますが、過剰米が出なかったときには、この75億円は
どうなるのだろうなど。これは過剰米が出たときの想定で予算が組んであるわけですから、
過剰米が出ないとき、この75億円を勝手に使っていいわけではないはずですから、この75
億円はどのような行き先が考えられるのかなというのをお聞きしたいと思います。

消費・安全局に関しましては、内容的には大体わかるのですが、各論の中で教えてほし
いのは、ホルマリンの問題が今出ております。トラフグのホルマリンの問題なのですが、
厚生労働省は、あれは基本的には害はないとみています。農水省はだめだといっています。
そういうことで、うちあたりも地元ですので、いろいろな問題が新聞などにも出てきます。
その辺で、農水省の考える部分と厚生労働省の考える部分でミスマッチが出てくるのでは
ないかなと。そういうところはどのような形で考えておられるのか。

また、田んぼでいいますと、窒素あたりの問題も当然出てきます。それは食べ物には直
接関係しないかもわからないけれども、地下水あたりには影響が出てくるのではないかな
という話がありますので、そういった部分も食品安全になるのかなと。ちょっとわかりま
せんけれども、もし入るようでしたらお答えいただければと思います。

草地造成ですが、草地造成に9ヘクタールとかという数字が設定してあるわけですね。
この目標設定の仕方の基準は何なのかなということと、減っている割合の割にはつくる割
合がすごくよく、この数字の出し方がよくわからないですね。この辺の数字の出し方のバ
ックボーンというのですか、英語でいうとよくわからないけれども、裏づけみたいなもの
を教えていただければと思います。

田中先生から振ってあります認定農家に関してですが、今井課長とこうい話をするの
はちょっと飽きてきました。枠の中に「認定農業者 担い手として育成すべきである
と市町村長が認める者」という分け方があるのですが、この「認定農業者」には、確かに、
この「担い手として育成すべきであると市町村長が認める者」というのには入らない人が
いっぱいいると思うのですね。しかし、「担い手として育成すべきであると市町村長が認
める者」というのには認定農家も当然入っているのではないかなと思うのですよ。そうな
ってくると、認定農業者をつくった大義がすごく希薄になっているのではないかなという
気がするのです。私自身も認定農家ですけども、結局、認定農家になっても何のメリッ
トも……。では、市町村長が担い手として認めた人と認定農家は違うのか、どうメリ
ットが違うのかといわれても別に何も無いのです。だから、認定農家になっても、もうや
めてもいいやという人が相当数いるのです。農水省は何年か前に認定農業者制度をつくっ

たわけですが、何のために認定農業者制度をつくったのかというのがもう少し明確にわからないと……。今井課長からいろいろいわれると、私、何となくモヤモヤしながら帰るのですけれども、そういうことで聞きたいのです。

林野庁のものですが、下の欄の「内容」の中の(2)に「木材の新しい流通・加工システムモデル」と書いてありますね。これは恐らく外人の人が書いたのだらうと思うのですよ。ストックヤード、グレーディングマシン、ギャングソー、ロータリーレース。専門用語なのでしょうが、私も山をもっているけれども、どんなものなのか全然わからないのですよ。もう少しわかりやすい話にならないのかなと思うのですね。

その次の3 11 - 1 3、「緊急性の有無」というところに、「木材価格が低迷し、木材需要が減少する中で」と書いてあるのですが、木材価格が安ければ、本当は使われなければおかしいと思うのですよ。でも、使われていないということは、逆にいえば、木材需要が減少しておるから、木材価格が低迷しているのでしょうかね。安ければ当然使いますよ。そうでしょう。だから、こうやってみると問題点がまた浮き上がってきますね。木材が安いのに、なぜ使われていないかという問題点がここで改めて浮き彫りになってくると思うのですね。

いろいろ書いております。間伐材あたりを使ってやっていく。これはいいことだと思うのですが、逆にいえば、そういったものを使って、外材、外国から輸入するのと競合していくということになれば、切り賃や出し賃などが出るのでしょうか。極端にいえば、農家が1反当たり10万も20万も出して間伐して、それをいろいろなものに使っても、それではとてもではないけれども成り立たないわけですので、その辺のところは……。私が実際にこの立場になったとして、木を切ったと考えたときに、どうやって採算を合わせるのかなという気が若干しました。

これも何かの形でいったのですが、水産庁の一番最初のページの「大目標」の中の「合理的な価格」というのは、何をもってして合理的な価格というのかがちょっとわかりにくいので、教えていただければと思います。

この前、北朝鮮の船の問題もありました。このようなことがいろいろあって、厳しくしていくのは当然なのですが、これから先、漁船と思って行ったら武器をもっていたとかといったことを考えてやられるのか。

(参考)の中で拿捕数が書いてありますけれども、この拿捕数は、水産庁が想定している違反操業船の何%程度 何%なのか何十%なのか知りませんが、平成14年で38

隻。その38隻は、当然 100隻ぐらいいるだろうのうちの38隻なのか、1万隻ぐらいいるだろうのうちの38隻なのか、その辺の数字がわかりづらいので、わかる範囲内で結構ですので、教えていただければと思います。

(今村座長)

それでは、順次、簡潔にお願いします。

(皆川企画評価課長)

今ご指摘いただいた中で、田中委員からの唐突感がなぜあるのかというか、今までずっとやってきたのに、急に新しいことをやるとうまくいくような形というのはやや唐突だね、やや飛躍があるねということだと思うのですが、我々はこのように思っています。旧来からの予算事業がずっとあって、それを倒しながら今度新しいものを立てていく際に、この実績を事前に評価するという形のものに今後なっていくわけですね。そうしますと、実績評価で自分がちゃんとしっかり反省していれば、次の新規のときには、反省している項目に沿って、その内容がうまく反映されて出てくる。だから、そこに唐突感がない。飛躍がないというか、連続線上になっていくのだと思うのです。そういう意味では、実績評価においての切り込み方というのですか、みずからの反省なりのところの掘り下げが浅いということではないかと思うのです。それは我々みずからが申し上げているので、我々の組織全体として、そういった点はまだあるのだろうと思っております。

今回、事前評価を開始したということで、事前評価をやっていくとどうなっていくかという、16年度、新規ですから、16年度やります。やりますと、それをやった中の実績評価を政策の束ごとにするわけですね。その中にどうも不十分なものが出てくると、今度、これを手段別に切り込んでいこうという話になってくる。要は、事前評価でやってきたときの目標を立てていったときの分析と照らし合わせながら実績評価なり手段別評価が行われるということなので、評価自体の深度が非常に深まっていくのだろうなど。そうしなければいかんなどと思っております。

かなり根源的な話として、非常に長期の面でみたときに、農林水産施策なりの難しさが出てきているということをどうとらえて、施策の転換をどう図っていくのかということについては、実は、基本計画の見直しをしますということを対外的に申し上げておりますので、その説明を最後にする際にお答えさせていただくということをお願いしたいと思っております。

加藤先生の、特に気候変動の問題等々が起こってきていて、ということですが、日本の農政というか、例えば作物の育種という観点でいいますと、特に米は、北限はあるのですけれども、南限はないのですね。もっと南から来たわけで、そういう意味では、もっと暖かくなるという傾向に対しては、そう大きな問題は余りない。それよりは、例えば麦などにおいての梅雨の克服ということで、例えば作期を前に倒せないかとか、後ろに倒せないかといったことについてかなりやってきた。また、冷害に対する備えもずっとやってきた。例えば、ササニシキという耐冷性のない品種から、ひとめぼれという耐冷性の強い品種に切りかわったので、今回、平成5年のときの冷夏とは大分違った状況になると思います。そういった意味で対応はしてきている。ただ、今後、温帯の湿潤な気候から変わってくるかどうかというあたりのみきわめもしないといかんわけですが、今までの取り組みとしては、そういうことでやってきたということかと思えます。

森本委員からの誇りの問題は、これは過去の評価シートの記述そのもので、15年度政策評価体系ではこれを直していますので、後で説明します。

(中村食料企画課長)

簡潔にいきます。田中委員からございました関連です。838万トンとは、先ほどご説明しましたように、「食料・農業・農村政策審議会」の食糧部会というところで、過去の実績とトレンドの資料を出して議論していただきまして、そこで7月に、こういうことにしようとした数字でございます。また11月に、これを県別に配分するという作業をやります。それも食糧部会でやりたいと思っています。配分は、実際には、農家段階まで明示的に行くところと行かないところとあると思いますけれども、最終的には農家段階まで行くというのが前提になっています。

作況指数が来年の10月にまた出るわけですが、その数字をもとに、それぞれの地域で過剰が出ているか出ていないかというのをかなり機械的に計算して、過剰を判断することになります。確認は、昔の食糧事務所、今の農政事務所でやりたいと思っています。

(田中委員)

市町村がやるわけ？ 農協がやるわけではないのですね。

(中村食料企画課長)

ええ。作業の一部は、いろいろな書類が経由していくとか、そういうところで関与しますけれども、最終的には農政事務所でやりたいと思っています。

(森本委員)

備蓄の量ははっきり決めている？

(中村食料企画課長)

全体的なという意味ですか。

(森本委員)

ええ。

(中村食料企画課長)

備蓄の量の水準は、100万トンポイントをやっていくということです。先ほどいいましたように、これは今、155万トンありまして、今年、ちょっと出ますが、いずれにしても備蓄の適正水準は、100万トンということです。

融資の性格ですけれども、これはつなぎ資金ということで、幾ら努力しても売れないということがありますので、質流れしてしまうということを前提に単価を設定しております。

その関係で、75億円が出ないかもしれないではないかと森本委員からございました。ある団体を使ってこの仕組みを動かそうとしていますけれども、融資したお米が質流れしてきて、それが売ればお金になりますが、最初に融資するお金がないので、それは国から貸し出そうということです。来年、また冷夏かどうか分かりませんが、過剰にならなかった場合でも、このお金自身は出ていきます。原資造成をしないといけないということになりますので。

(田中委員)

団体の……。

(中村食料企画課長)

ええ。米穀安定供給確保支援機構という一つの団体にこの仕事をやらせてもらおうとして

いますけれども、最初にお金がないと、融資しようにも出せないということになりますので、そこに国からお金を貸すということです。

(森本委員)

ということは、何もなければ、75億円がそこにずっとプールされていくということなのですか。

(中村食料企画課長)

当面、150億円ぐらいのお金をそこに確保しようとしています。

(田中委員)

2年ぐらいかかる。

(中村食料企画課長)

16年で75億円、その翌年、認めていただければ、さらに75億円ということになります。

(森本委員)

人件費用がもったいないですね。

(田中委員)

75億円は一般会計から出すわけ？

(中村食料企画課長)

特会からです。

(今村座長)

それでは、奥原課長。

(奥原消費・安全局総務課長)

森本委員がいわれましたのは、ホルマリンのフグの話ですね。長崎、熊本の事件ですけども、これは、非常に過渡的な事件です。養殖用の医薬品につきましても、薬事法に基づいて、動物用の医薬品として規制がかかっているのですが、実は、この規制の範囲がこの7月にぐっと広がりました。この事件が起きたタイミングでは、ホルマリンをフグに使ってはいけないという法的な規制はなかったのです。なかったから問題なので、今起これば、法律上使用禁止になっていますので、違った処理になるのですけれども、その時点ではそれが違法でなかった。違法ではなかったのですが、水産庁としては、ホルマリンを使うなという指導をずっとしてきて、業界としても使わないということを決めていた。決めていながら、長崎と熊本ではそれを破った業者がいた。長崎ではかなり広範にいたわけですが、それを出荷するかどうかということが非常に問題になったわけです。農林省としては、これまでの指導の経緯もありますし、業界も自分たちで使わないということを決めていた。そういうこともありますので、これを出荷することは基本的に好ましくないということをお願いしましたが、これについて、法的な強制力は全くないという状況でありまして、最終的には、長崎県の県段階での判断で、これについては、いろいろな条件をつけながら、トレーサビリティができるようにひれを切るとかということをやりながら出荷することを認めております。これにつきまして、農林省としては、それでいいとは申し上げておりませんで、基本的には非常に遺憾であるということなのですが、止めようがありませんので、あとは県段階できちんとやってほしいというのが水産庁の基本的なスタンスだと思います。現時点では、消費・安全局ではなくて、水産庁がやっているということでございます。

もう一つの窒素の話は、硝酸態窒素の話だと思います。従来の農林省の姿勢からしますと、安全の観点の話については、かなり大きな問題になってから取り組むということだったと思うのですが、消費・安全局ができて、安全・安心については、細心の注意を払ってやっていくということございまして、うちのスタッフの能力は当然あるのですけれども、認識したものについては、できるだけ早く手を打っていくということにしております。今ご説明した予算の中にこれが入っているわけではありませんけれども、うちの局の予算は、基本的には、役所がきちんとした仕事をするための予算ということですので、この名目が入ってなくても、ほかの名目の予算を使って、そういったものの調査もしながら、順次、必要な手を打っていくということでございます。

(高島生産局総務課長)

草地基盤の整備の数字のバックボーンですけれども、それは都道府県営事業でございますので、都道府県の要望を集計した数値ということでございます。

(今井経営政策課長)

認定農業者制度についてですけれども、森本委員から、市町村長が認める者は、認定農業者よりも相当広いものではないかというご指摘でしたが、それはそのとおりでございます。なぜそうなっているかといいますと、今、認定農業者が全国で17万にとどまっている中で、認定農業者の基準に達しない人も、市町村長が認める者として、いろいろな事業の対象者に含めておかないと事業がやりづらくてしょうがないというか、地元にとっても、そんなにきついのでは採択しようがないので、もう少しどうかしてくださいと。予算を執行する側としてもあまり縛られたくないということで、実際には今まで非常にゆるく運用してきた面がございます。

ただ、そうした運用をずっとしていたのでは、森本委員がいわれましたように、せっかく認定農業者になっても、認定農業者になっていない者と同じなのであれば、なっていないでもいいではないかという面もありますし、一方では、その対象者を非常に広くとってしまいますと補助事業がばらまきのようになって、政策目的を達成できない。早い話が、担い手が育成できないではないかと。両面から政策効果上の問題があるということで、これからは役所としては、特に担い手の育成ということに絞った施策については、その担い手は、基本的には認定農業者に限定していくのだ、ゆくゆくはそのようにしていこうと。

ただ、一気にバッサリとやるといろいろな問題が出ますので、例えば、ここに紹介していますように、今までは市町村で、まあ、この辺まで含めてもいいかなといったことで基準が全然なかったのを、一定の範囲に絞っていくということにしていこうということで、今回、「経営構造対策事業」をここに紹介しておりますけれども、16年度の予算要求に当たりまして、こうした対象者の事業要件を見直して、より厳格にしていこうということで見直した事業が20ぐらいございまして、今年からこういった取り組みをやれるものからやっていきたいということでございます。

(新木林野庁企画課長)

加藤先生から担い手の話が出ております。確かに、山で林業に従事する人材の問題もご

ざいまして、林野庁といたしましては、厚生労働省が不況対策としてやっております「緊急雇用創出特別交付金事業」がございまして、これは半年ないし1年間、緊急雇用するというものでございますけれども、それですと長くて1年でございまして勉強にならんとということで、それにさらに1年間つけ加えて、オン・ザ・ジョブ・トレーニングをやっていただくという「緑の雇用担い手育成対策事業」に昨年の補正から取り組みまして、今年も、新規ということで、この厚い資料の中に入れておるところでございます。そういうことで、年間2,400人ぐらいをオン・ザ・ジョブ・トレーニングによりまして林業の中に入れていただくということで進めていくということをやっております。

おっしゃるとおりでございますまして、そういう担い手なしには、林業ないしは先ほどおっしゃいました森林の多面的機能の発揮、ひいては温暖化対策を実施できないというところは心得ておりまして、そのようなことで何とかやっていきたいと思っておるわけでございます。

(田中委員)

オン・ザ・ジョブ・トレーニングでやるというのは、1人どのくらい出すの？今まで1年が2年ぐらいになるの？

(新木林野庁企画課長)

私どもは1年間の追加ということでございまして、金額的には、総額 後で一人当たりを出したいと思っております。

もう一つは、なかなか厳しいご意見で、私ども、集成材や合板に対して国産材を使っていきたいという話につきまして、そんなことできるのか、一体何が契機なのかといった話を加藤委員と田中委員からいただいたところでございます。これは後の新しい政策シートとも絡むのですけれども、最近、集成材、合板用材の国産材の利用が実際高まってきつつあります。これは地域におきましても技術開発等を進めていただいております、そういうことから、13年は53万5,000立方メートル、14年は66万7,000立方メートルということで割合と上がっております。この動きは、私も「森林・林業白書」でもトピックとして取り上げているところでございます。

もう一つ申し上げれば、私ども林野庁としましても、平成7年から、曲がり材、短尺材、間伐材を何とか集成材や合板につなげていこうということで技術開発をいたしております

て、昨年、実用化のめどが立ったということでございます。

このような動きないし技術開発の成果を活用して、先ほどのイメージ図に出たようなことで、何とか大手メーカーの利用につなげないかということで取り組みたいと思っているところでございます。

それから、森本委員から大分わかりにくいという話が出ておりましたので、反省いたしまして、英語のところは日本語に直したいと思えますけれども、ちょっと申し上げれば、例えばストックヤードは……。

(森本委員)

貯木場。

(新木林野庁企画課長)

おっしゃるとおり、貯木場でございます。ギャングソーは、ちょっとめくっていただきまして、絵のところの真ん中にB材がありますが……。

(今村座長)

時間がないから、その辺のところは後で修正してください。

(新木林野庁企画課長)

では、重要なところだけ申しますと、実際、間伐材を切って、それがちゃんと山元に返っていくような話になるのかと。おっしゃるとおりでございます。だからこそ、それを大口ロットで集めてきて、できるだけ流通コストをかけずに、何とかそういう工場の方につないでいって、それでやっていくことが必要だということで、このモデル事業により、それを実証的にやっていくということで取り組みたいと思っておるわけでございます。

なお、田中先生が先ほどおっしゃいました国費、一人当たりでございますけれども、1ヶ月1人10万円ということで、総額は95億円ということで取り組んでおります。

(須藤水産庁企画課長)

最後になりましたが、森本委員からの3点のご質問についてお答えいたします。

「大目標」のところで「合理的な価格」という言い方をしておりますが、これは、漁業

者にとって再生産可能な、そういう所得を得られる、そういう可能な価格という意味で用いております。

2点目の北朝鮮の不審船みたいな話でございますけれども、実は、これは本当は頭の痛い話なのです。つまり、上からみるとみえてしまうわけですね。その長さから考えると、あれは漁船に入ると思います。2.5メートル角で漁船の特徴をみながら、ある程度の推定値で、これは韓国船、中国船、韓国船だったら、これははえ縄とか、底びきといった傾向値をつくろうというのがこの事業なのですが、あれは間違いなく外国船だけれども、韓国船と中国船のちょうど中間ぐらいの、はえ縄に近いような形態だなというデータが出てくるのではないかなと想像します。もしそういうのがみえれば、我々としては、やはりその近くに行かなければいけないという話になるのですが、ただ、我々水産庁の取締船は丸腰です。武器は何も持っていません。したがって、そういう危険なものというか、非常にグレーなものについては、なるべく早目に海上保安庁の担当の管区に連絡して、保安艦がすぐ出動できるような連絡体制は今もやっていますけれども、さらに強化することなどを念頭に置いて、これをやっているつもりです。

最後の拿捕の話ですが、今、2,500隻に許可を出している現状で、大ざっぱにいうと、カバー率14%ぐらいのものがある。そうすると、仮にカバー率を100%とすれば、8倍ぐらいの拿捕する可能性のあるものがいたのかもしれませんが、ただ、今やっている我々の取り締まり体制は、一番違反船が出やすいところに集中的に船を集めて、そこでバタバタ、バタバタ捕まえるということで、多分8倍という比率ではなかろうなと思います。ただ、何倍というのは正確にいうことはできません。

それと、拿捕を何隻にしようかという目標があるわけではないのです。というのは、今の外国船の許可のシステムでは、1回捕まえて、それが軽いものであれば、例えば30日か60日、許可を停止しますけれども、その後もう一回戻ることができます。重ければ許可を取り上げています。1回か2回ぐらいであればそういうことにはなりませんけれども、例えば軽いもので3回も4回もやっているのであれば、この時点で、ああ、こいつはもうだめだといって、許可を取り上げてしまうのです。そういう意味で、だんだん、だんだん悪いやつを間引くシステムになっていますので、拿捕を繰り返すように取り締まりを強化していけば、こういう悪いやつは減っていくであろう。減っていくとすれば、今度は日本水域と外国の水域の境界線を見張って、無許可のものは入れないということに力点を置くのではないかなと思っています。

(森本委員)

風俗店の摘発ではないけれども、船長が1回捕まったから、今度違う船長にすれば、また1回になるよというわけでしょう。

(須藤水産庁企画課長)

全然違う船で、船長の名前が変わっているのであれば、それはもちろん新規許可になるのですが、ただ、中に踏み込んでいって、実質船長だというのが横の方に隠れているのであれば、それはそれで捕まえるということになります。

(今村座長)

ありがとうございました。

委員の6人の方々にお聞きしたのですが、私の時間がなくなりました。もちろん、個別のあれについて、いろいろあるのですけれども、それは今日はやりません。もしかしたら議事録に書くかもしれないけれども、質問しても答えが出ないから、それはやめましょう。

私、この4月から座長にさせられまして、気にしているのは、この場で議論していることが一体現場 それは市町村レベル、あるいは農協にも関係するし、農村、農民にも関係する。農民だっていろいろいますけれども、どのように関係しているか。この温度差は各市町村によって違います。ということもありまして、春作業が大体終わった5月、6月、7月、8月と全国行脚をやりました。今のところは北海道、東北、北陸。これから秋は西日本をいろいろ回ってみようと。もちろん、政策評価会の座長という肩書は一切いわないで、「やあやあ」ということで、昼間話すことと夜話すこととでどれだけ温度差があるかも確かめながら回ってまいりました。これが、私ができる一番大事なことかなと思っているのです。

特に、来年から政策が大きく変わります。米政策が大きく変わる。また、私が担当しました農協改革についても答申を出しましたし、それを一体どう進めつつあるかということが気がかりです。また、地域農業改革は、米改革と関連しまして、水田農業ビジョンを一体どうつくっているのか、あるいはどのような感覚で取り組もうとしているのか、あるいは全く取り組んでいないのか。これについては統計的にはわかりません。しかし、その温度差とかをみる視点がいろいろ気になっています。つまり、市町村、農協 農協は、

大体1市5ヵ町村ぐらいをカバーしているところが多くなりました。また、それに関連して農民。農民も、法人あり、認定農業者あり、高齢者農家あり、兼業農家ありとさまざまです。さまざまな考え方があります。これは森本委員といずれまた話してみたいと思っ
ているのですが、地域によっては、本当に農業をやるというのは5年先のことを考えていま
す。だんだん、だんだんその感覚が生まれてまいりました。今、認定されている農業者、
65歳未満とかではなくて、今、高校や大学へ行っているのを5年先どう育てるかという
ところまで議論がいつている村も出てきました。

そういうことをいろいろ考えていまして、水田農業ビジョン、つまり地域農業改革ビジ
ョンをどうつくるか。一体農協はそれにどう携わるのか。今、農水省、中央から出てくる
予算、あるいは補助事業が末端でどのように再構成されて、どうやられようとしているか。
これは多分2年ぐらいたやるのでしょから、その間に私なりにそれをちゃんと全部調べて
みる義務があると考えてやっております。

では、おまえはどうするかといわれるのがつらいのですけれども、私はとりあえず「今
村10項目」ということを提案してきております。1つはだれが、2番目はだれの土地で、
何を（米や野菜や畜産）、どれだけ（量）、どういう品質のものを、どういう技術体系で、
いつつくり、いかに売るか。だれがだれにいかに売るかということですね。そのために産
地づくり交付金をいかに生かして使うか。そのために行政、農協は何をなすべきか。この
10項目をきちっとやらないとだめだと提案してきております。

特にだれの土地で、あるいはどの土地で、というところ、耕地図があるところは必ずお
ろさなければだめだと。抽象的な議論は一切意味がないということで、前から気にしてい
ました農業委員会の基本台帳は大体できている。マッピングしているところは2割もない
のですね。なかなかないのです。同じ農協の中でもある村とない町といろいろありまして、
これもやらなければならない。今日、水産庁で人工衛星を活用して、専管水域云々とい
いましたけれども、少し金をつけて、あの技術をあれして、水田作付がどうなっているか
というのはできないのか。あるいは林業の姿をどうするか。私は、海も大事だけれども、お
かも大事だし、畑、田んぼも大事だと。これは同じことだろうと思うのですね。何かでき
ないか。

例えば新潟へ行けば明らかにわかります。あそこは今、単収がどのくらいかということ
を推測できるようなことを一生懸命やっておりますから、余り過剰が……。過剰が出る前
に考えていることは、過剰を出すのはつまらんと。糊熟期、完全に米にならないとき、冬

のえさにホールクロップにするかと。それを重点的にやるか。やるという人とやらないという人、半々もいいところですね。圧倒的少数派なのです。本当は、そういうのにやるものではない、麦にやっておけばいいのではないかと、大豆にやっておけばいいのではないかと、野菜にやっておけばいいのではないかとといった議論をぎりぎりやらないとだめだろうと思うのです。それで方向性を見出す。そういう報告書なりメモがまとまったら皆さんに差し上げたいと思いますけれども、そういう観点をもたないと、ここだけのこの議論は大事ですよ。もちろん大事ですが、局庁に分かれているし、課に分かれているし、班、係に分かれていますから。それはそれでしょうがないのですが、最終的には、現場に行っで初めて、いいかどうか、役に立つかどうかということになることは確かです。その辺のあれを私なりに……。座長をやっている以上、ケースタディーでも、特殊なものではなくて、一般的にいえるような姿でやる義務があるのではないかと。私、そういう立場において、時間的余裕も若干ありますから、そういうことをやってみたい。それを今から始めまして、これから順次やっていこうと思っております。

その中で一番痛切に感じたのは、幾ら銭を出しても、どういう人材がいるかと。それは農業をやる人もそうですが、役場にいるか、農協にいるか、地域、集落にいるか。それから、地域といった場合、どれを指すのか。学校区、小学校区が一番広い面識集団なのですね。その次、大字、小字、基礎集落とありますが、一体どのように考えるか。こういうことをお互いに考えながらやっていかなければ。あるいは、融通性をもちながら、どのような局面でどのように考えるか。これをやらないと。中央は専門分化していますけれども、末端へ行けば、みんな同じに使わなければならぬ。総合して使わなければならぬ。その総合性を一体どのように担保するかというのが大事だと思います。そういう意味で、今日、代表的な事前評価が出ましたが、事前評価の問題も含めて、だんだん総合的に。例えばお米や産地づくりといったことになると、それが一番大事になってきますので、それを少し考えていただく。

今日、そういう問題提起のごく一端をさせていただきました。だから、個別のことはコメントいたしません。

時間を30分ぐらいオーバーしているのですが、今、ちょうど30分でございますので、10分ぐらい休憩して、後半の議題に入っていきたいと思っております。40分までちょっと休ませていただいでよろしいでしょうか。

(暫時休憩)

(今村座長)

それでは、時間になりましたので、議事を再開します。

新規事業の事前評価につきましては、皆さんから大変いろいろいただきました。

続きまして、平成15年度政策の評価に当たっての各政策分野の目標設定等につきまして、企画評価課より総括的な説明をいただいた後、各政策分野の政策評価シートの変更点等につきまして、各局庁より順次説明いただくこととします。

それでは、まず初め、徳田調査官、資料3に基づいてお願いします。

(企画評価課徳田調査官)

それでは、資料3に基づきまして、平成15年度政策評価体系等についてご説明申し上げます。

今回の政策評価体系、政策分野の主な見直しの視点としましては、第1点として、政策評価会における議論で、細分化した政策分野の統合、目標値の整理を行うべきという意見があったことを踏まえまして、生産政策に関する27の政策分野、60目標値を、6政策分野、30目標値に整理統合することとしています。例えば牛乳乳製品、食肉鶏卵、飼料関連の6政策分野を畜産物の生産対策に一本化しています。また、農業者年金制度につきましては、農業の担い手の育成という目的を一にする「認定農業者等意欲ある農業者の育成」の政策手段の1つとして整理することとし、政策分野を一本化しました。また、災害復旧につきましては、行政事務が適正に行われているかをチェックすれば、政策評価とはいえないのではないかという昨年来からの意見を踏まえまして、政策分野を廃止し、政策手段は他の政策分野に整理しております。

主要な見直しの第2点としましては、今年の春に「政策評価基本計画」の改正を決めたわけですが、それに基づきまして、「土地改良長期計画」の見直しや「社会資本整備重点計画」の策定の方角を踏まえて政策分野の追加、具体的には、「農地海岸の保全と良好な海岸環境の形成」の分野を追加し、関連政策分野の目標値の見直しを行っております。また、閣議決定しました「バイオマス総合戦略」を踏まえまして、新たに「バイオマスの利活用の推進」の分野を追加しております。これらによりまして、従来の政策分野の82から59に変更されております。

また、先ほど森本委員からもご指摘がありました大目標でございますが、大目標の のところの表現としまして、従来の「将来にわたってほこり、魅力、やりがいのある産業として農林水産業者が感じ取れる」というのは、生産者がどう感じ取れるかということではなく、どういう状態にするかということで、「効率的で安定的な経営が大宗を占め、魅力のある産業に育成する」という表現に改めております。

また、中目標のところにつきましては、先ほどの生産関係を整理した関係で、3と4を整理しております。

それが主なところでございます。

これから各局庁から、昨年度との変更点について、具体的に説明させていただきますが、これまでの政策評価会におきます実績評価結果についてのご議論を踏まえまして、目標値の見直しや新たな設定を行ったところであります。

実績評価の際に打ち出した改善項目につきましては、委員のもとに配布しています緑の印刷物の「農林水産政策評価結果の概要」がありますが、この3分の1程度のところ、54ページ以降に、「政策評価に係る今後の改善について」ということで、それぞれの分野の目標値の見直しの方向などを記載しているところですので、これからの説明のご参考にさせていただければと思います。

それでは、総合食料局からご説明申し上げます。

(中村食料企画課長)

それでは、簡潔にご説明いたします。資料はいろいろありますけれども、先ほどみていただいた資料3はダブルクリップでとめてあります。ばらしていただいて、一番後ろについている厚いものをごらんいただきたいと思います。これに簡潔に示されていますので、これでご説明します。

これの4ページをおあげいただきたいと思います。その真ん中のところに「食品流通対策」というのがございます。目標値とサブ指標の項目は変わっておりません。

ただ、目標値の方は、過去5年間の増減率を上回るという思想で数字を設定しておりますので、今回、過去5年間、つまり平成10年度から14年度の平均値に直してございます。

サブ指標の方につきましても、基本的には同じ思想なのですが、ただ、 の「資本ストック当たりの市場流通量」というところと の後段の部分、「仲卸業者従業員1人当たりの取扱金額」というところにつきましては、近年、減少傾向にありまして、その減少傾向

に歯どめをかけるという気持ちで、「前年度確保」ということに今回直しております。

その下の「食品産業対策」でございます。目標値とサブ指標の まではこれまでと一緒にしてございますが、左の方に「廃」と書いてあります。食品産業の売上高を掲げておりましたけれども、この分野は外部要因が大きくて、行政効果を適切にはかりづらいということで、サブ指標というところからは削除いたしますが、参考指標として、報告書の中で要因分析を行う際に参考にしたいと考えています。

ページをちょっと飛んでいただきます。14ページで2つほどご説明します。

上から3つ目に「米の需給政策」というのがございます。先ほども何度か議論がありました。目標値につきましては、ちょっとどうかというのもありますけれども、全体の需給ということで、16米穀年度の供給量を1,162万トンということで設定しております。

その次がちょっと大きな変更でございますけれども、これまで「備蓄の運営」ということでサブ指標を設けておりました。ただ、これも、先ほど、今年状況を申し上げましたけれども、作況で大きく狂うというか、左右されるということもございますし、平成16年度からいよいよ米政策の見直しということがございますので、それに向けてという意味で、「地域水田農業ビジョンに向けた取り組み状況」というものをサブ指標にしたいと考えております。中身の問題もあるのですけれども、これがいかにうまくつくれるか、そういう取り組みができるかということで、この需給政策にも大きな影響が及ぶのではないかと考えております。

最後に、その下の「麦の需給政策」でございますが、これにつきましては、左側の に「廃」と書いてあります。「民間流通への円滑な移行・定着」ということで、目標として100%を設定しましたけれども、もう既に昨年度の実績が99.8%までいっておりましたので、この目標値は今回でやめにいたしました。ただし、中身をみますと、依然として需要と供給のミスマッチが生じているということですので、このミスマッチ率を改善しようということを新しい目標値として設定したいと考えています。

サブ指標の の「大型輸入船による輸入割合」につきましては、これも実績の方の数字がだんだん上がってきておりますので、25%を30%に引き上げて、さらにこちらの方を促進していきたいということでございます。

(奥原消費・安全局総務課長)

それでは、続きまして、消費・安全局の関係でございますが、1ページのところにお戻

りいただきたいと思ひます。1ページから4ページの頭にかけて消費・安全局ですが、
- 1 - (1) が食品安全行政の一番基本的な目標になっております。先ほどもちょっとご説明いたしましたけれども、目標として、「食料消費に悪影響を及ぼすような重大な食品安全問題を発生させないこと」という表現で本当にいいのかという思ひが我々も非常に強くござひます。特に、A B Cで評価したとき、Aになるという状況では全くないと思ひておりまして、だからこそ消費・安全局もつくって、これから行政の中身の充実を図ろうということござひますので、この目標値自体、本当に適当かどうかという思ひをもっております。さらに勉強しながら直していきたいと思ひますが、ただ、局が発足してまだ2ヵ月ちょっとということで、一般的な評価の基準は、我々、それなりに考へておりますけれども、ここでいう政策評価の目標値として、数値を含めて、どういふ基準を設定したらいいか、本当に悩んでおりますので、引き続き検討したいと思ひております。そういう意味では、今回は、この4ページにかけて、通常国会での法改正も踏まえて、微調整という程度にとどまっているということござひます。

特に、そのページの下のところ、- 1 - (2) の「家畜衛生対策」の右の一番下のところですが、
「新」として が入っております。これは、動物用医薬品の関係も法改正をいたしまして、規制を相当強化いたしましたので、そういったチェックを目標値として掲げているということござひます。

2ページをお開きいただきますと、最初の(3)というところは変わっておりませんが、次の(4)の「農業生産資材品質・安全確保対策」のところも、農薬取締法につきまして、法改正で強化しておりますので、そのことを踏まえて左側の を廃止して、新しい を立てております。

左側の方の廃止で と書いてありますが、これは14年度限りの話でございましたので、これは今回削除いたしております。

その下、- 2 - (1)というところですが、これは表示の関係です。左側の方で、
と2つで表示のことを書いておりましたが、新しい局になりまして、従来の食糧事務所、今度は農政事務所といっておりますが、そこを使って、全国2,000人体制で表示のチェックをすることになっておりますので、そこを一本化して、右側の方の新しい という形にしております。

左側の下で廃止 と書いてありますが、これは有機農産物のJ A Sの認証の普及・定着ということで、この認定農家の数をふやしていくというのを一つの目標に掲げて

おりました。ですが、これにつきましては、農家の中でこの有機の表示をするところ、やりたいところは、こういったルールに則りやっていただくということでありまして、数値の目標をつくって、そこに向けてやっていくということでも必ずしもございませんので、今回削除しております。

次の3ページにまいりまして、トレーサビリティのところですが、これにつきましても、牛肉のトレーサビリティ法が通常国会を通過しております。生産段階は本年12月、流通段階は1年後の16年12月からトレーサビリティが実施されることとなりますので、その関係の目標値を、サブ指標の方のとして書き込んでございます。

下の方の2の(3)というところですが、これにつきましては、食生活の中身の改善でございますけれども、左の下の方のからまで、個別の品目ごとの消費量の目標値につきましては、個別の話でございますので、参考指標ということにさせていただいて、目標値、サブ指標からは落としております。

次の4ページをお開きいただきまして、一番上の「植物防疫対策」でございます。左側の方で廃止と書いてございますが、都道府県がやっております病害虫の発生予察情報に対するホームページへのアクセスの件数の拡大ということでございますが、ホームページだけのアクセスで評価するというのも変な話でございますので、今回、これは削除させていただきます。

(高島生産局総務課長)

生産局でございます。次の5ページをお開きいただきたいと思います。生産局の関係では、最初に、右側の欄で「米麦等の生産対策」とありますが、基本的に、それぞれの品目の安定供給という大目標の中に、中目標が2つあり、安定生産対策とコスト削減が2つの中目標それぞれに政策分野を一つずつ設けておりましたけれども、今回それを一本化しております。生産安定対策と、その中でコスト削減を図っていくということで、生産対策として一本化したというのが1つと、品目ごとに細かく分かれていたものを大括り化したということで変更しております。

その最初が「米麦等の生産対策」ということで、ここについては、水田営農に関係します主要産品ということで、米、麦、大豆につきまして一本化して、目標値も若干見直しをしております。今までは生産量とコスト削減のための指標をつくっておりましたけれども、基本的にはコスト削減の指標と品質ということで、品質向上的なものを入れていこうとい

うこととございます。ということで、米、小麦、大豆等についてのコスト削減目標値は、食料・農業・農村基本計画に基づいて、それを16年度までにどれだけやるかということで設定をしております。

その下の部分、「畑作物・地域特産物の生産対策」と右の方に書いてある部分でございますが、これは、甘味資源であるてん菜、サトウキビと芋類といったその他の畑作物について一本化しております。

目標値としては、やはり生産コストということで、労働時間の割合を減らすとかといったことでコスト削減ということを考えております。

芋類については、バレイショとカンショがあるわけですが、バレイショで代表させておまして、今まで生産コストという意味でバレイショがありませんでしたので、として、バレイショの労働時間短縮という視点を入れております。つまり、今までの4つを一本化したということでございます。

次のページでございますが、園芸作物ということで、これも果実、野菜、花卉といったものがありまして、4項目につきまして一本にまとめたということでございます。

野菜につきましては、目標値で労働コスト削減というのがなかなか出てきませんので、生産に係る状況の評価するものとして作付面積で代替しております。それに合わせて流通経費の削減ということで、全体としてのコストの削減ということでございます。

果樹・花卉につきましては、ミカンを代表させまして、ミカンの労働時間の削減。それから、花卉につきましては、これまた基本計画等で定めがありませんので、これは花卉の生産振興方針というのをつくっております。これに基づく生産指数。これは数量と価格を加味したものでございますけれども、こういった生産指数にして、これは22年度目標でございますので、中間地点としての16年度目標を設定しております。

次のページ、7ページです。これは牛乳乳製品、食肉鶏卵、飼料でございますけれども、これも畜産物として、この5つの分野のものを一本化しております。

畜産物につきまして、目標値としては、生産目標のものと、コスト削減ということで、それぞれの分野ごとの労働時間の削減。これは、基本計画に基づきまして、労働時間を今より1割ぐらいカットしようということでの数値目標を掲げております。

肉につきまして、今まで個別に書いてありましたけれども、肉類一本の生産量ということにして、サブ指標の中で個別の品目ごとの生産量を書くようにしております。

次の8ページでございますが、農業生産資材ということで、これは、肥料、農薬、農業

機械、飼料の4項目を一本化しております。一本化しておりますが、基本的な目標値としては、それぞれのものをまとめて今までどおり入れておりますので、中身としては、基本的に変わっているものではございません。

ちょっと飛びますけれども、次に、14ページをお開きいただきたいと思います。これは需給の方でございますけれども、一番下のところでございます。牛乳乳製品と食肉鶏卵、次のページに砂糖がありますけれども、これをまとめまして「畜産物等の需給政策」ということで、3本を1本にまとめております。

ここの指標につきましては、基本的に今までどおりのを置いております。乳製品につきましては、バター、脱脂粉乳を、もう少し広い意味で乳製品ということで一本化しておりますが、基本的にはこういった仕向量の指標でございます。

食肉鶏卵のところで、牛肉在庫の事業で全量検査をしますというのがありますけれども、これは事業が終了したので、これについては削除させていただきます。

またちょっと飛びますけれども、17ページでございます。このページの一番下のところですが、「持続的生産方針の定着・普及」と「家畜排せつ物の管理・利用」という2本を1本にまとめまして、「農畜産業の環境保全対策」ということにしております。これは、家畜排せつ物を処理して、それを有機肥料として使うということで非常に関連しておりますので、分けないで一本化ということでございます。

基本的に目標値なるものを使っておりますけれども、廃止するものにつきましては、統計がちょっと変わりました、なかなかこれを把握できなくなりましたので、サブ指標としてのもを出させていただいております。

(今井経営政策課長)

経営局の関係では、目標数値等に変更を加えたものはございませんで、冒頭、徳田調査官から紹介がありましたように、幾つかの政策分野を統合したということでございます。

確認的にご紹介いたしますと、11ページの一番下のところになりますけれども、「認定農業者等意欲ある農業者の育成」というところを大ぐくり化しました。

12ページのところにあります新規就農からの幾つかの課題につきましては、目標数値は前年度と同じものにしてございます。

1ページ飛びまして14ページになりますけれども、上から2つ目の欄、「災害復旧」につきましては、田中委員から何回かいわれていたことで、評価項目からは落としましたが、

農地、林地、それぞれの分野でフォローしていくということで、項目からは落としたということでございます。

ポイントは以上でございます。

(佐藤農村政策課長)

今回、農村振興局としましては、公共事業の長期計画に係る政策分野の評価シートについて見直しを行うということで、近々閣議決定を予定しております「社会資本整備重点計画」と「土地改良長期計画」、この2つに関係する政策分野について見直しを行いました。

3分野ございまして、具体的には、11ページに、まず1点目の - 5 - (2)の「地域の特性に応じた農業生産基盤の整備・保全」があります。これにつきましては、農業生産基盤等に関する評価手法としまして、現在策定中の新たな「土地改良長期計画(案)」における5つの成果目標をすべて評価に用いるということとしました。これに伴いまして、政策分野名も、従来の「立地条件に即した整備」から「地域の特性に応じた農業生産基盤の整備・保全」に変えてございます。

具体的には、従来の目標値の は書きかえてございまして、 、 は廃止した上で から を新設したということでございまして、いずれも、現在策定中の新たな「土地改良長期計画(案)」の指標をそのまま使ったというものでございます。

続きまして、その下の「農地海岸の保全と良好な海岸環境の形成」でありますけれども、これにつきましては、政策評価の実施計画におきまして、社会資本整備重点計画法に係る政策分野についても、重点計画に定められた重点目標に照らして評価を行うということになりましたことを踏まえまして、農地海岸分野について、新たに政策分野として創設したものであります。これにつきましては、「社会資本整備重点計画(案)」と同じく、目標年度を5年後の平成19年度といたしまして、海岸事業の重点目標とされています3つの指標をそれぞれ評価に用いるということとしまして、このうち、農地海岸事業が貢献する成果に相当する部分を、 から という形で新たにつくったものでございます。

続きまして、若干飛びますけれども、16ページの真ん中の欄にございます 10 - (1)の「農村地域の総合的整備の推進」でございます。この政策分野につきましても、「社会資本整備重点計画」と新たな「土地改良長期計画」の案に照らしまして、平成19年度を目標年次としまして、 にあるように農業集落排水処理人口普及率として52%を設定するとともに、新たに、 にあるように農業集落排水汚泥のリサイクル率として55%の指

標を追加してございます。この につきましては、新たな「土地改良長期計画（案）」と「社会資本整備重点計画（案）」の中に、相互に他の公共事業計画との連携を規定していること、また、地域における適切な役割分担と連携の下で汚水処理人口普及率を向上させることということが入っておりますので、国民へ成果を示すという意味で、従来の農業集落排水施設整備率から、農業集落排水処理人口普及率に変更したわけでございます。

の農業集落排水汚泥のリサイクル率指標につきましては、地域資源循環の新たな取り組みとしまして、「循環型社会形成推進計画」の目標を踏まえまして、15年度の45%を、19年度にはおおむね2割向上ということで、55%のリサイクル率を成果目標としたものでございまして、これも新たな「土地改良長期計画（案）」の指標と同じものを用いたということでございます。

（長谷川技術政策課長）

技術会議事務局は、資料の15ページの上から2つ目、「新たな農政の展開方向に即した技術開発の推進」という1項目が担当分野になっておりますが、目標値、「『普及に移しうる成果』及び『実用化する技術』の数」、「研究員1人当たりの主要学会誌等掲載論文数」、「特許出願、新品種命名登録等の数」という3項目については、15年度についても変更はしないと考えております。

（河崎統計企画課長）

統計部でございます。一番最後の20ページをごらんください。統計部は、この7月の組織再編で、統計の作成・公表、情報の受発信という業務の分担関係を分けまして、統計は統計の作成の方に特化していくということで、それに即した見直しをしたところでございます。

まず、12（1）でございますけれども、名称は、従来は「統計情報の収集・提供」ということでありましたが、「政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進」ということで、統計の役割をより明確化したタイトルにしたわけでございます。

目標の 、 は変わってございません。使ってもらえる統計をつくる。また、つくったものはきちんと使ってもらおうというのが 、 でございます。

につきましては、従来は、情報も含めて、ホームページのアクセス数とかやっておりましたが、これを統計に特化した数字にいたしまして、14年度を100といたしまして、18

年度までに倍増という目標を掲げてございます。

(涌野情報課長)

情報関係についてご説明申し上げます。情報関係につきまして2カ所ございまして、1つ目は、17ページの真ん中をごらんいただきたいのですが、従来、「農林漁業経営の情報化の推進」という項目と「農山漁村地域の情報化の推進」という2つの項目立てでやっておりましたが、上の「農林漁業経営の情報化の推進」が、結果として、「農山漁村地域の情報化の推進」に寄与しているのではないかとということでこれを統合いたしまして、全体大ぐくりで「農山漁村地域の情報化の推進」という項目にしております。

ただし、目標値につきましては、基本的に、今申し上げたような形の中で書いておりません。表現をわかりやすく直したということで、従前の目標値をそのまま引き継いでいる形になっております。

もう一カ所は、20ページ、一番最後のページの一番最後の項目でございますが、今、統計部からも話がございましたように、統計情報という形でやっていたものを、今回、7月1日から情報について分離した。農林水産省として、情報の受発信を戦略的・重点的に進めていくということから、今までの「行政情報化の推進」という項目を、新たに「情報の受発信の推進」というもっと大きい項目に直しております。

それに伴いまして、目標値も新たに追加したものが右側の「新」の 、 、 というこ
とで、1つは、農林水産省のホームページの接続件数の割合を、現在より3割増加の100
万件としたいと思っております。2番目、メールマガジンの登録者数を50%増加する。3
番目、説明会に出席した人のうち、説明内容を理解した者の割合を8%まで高めていくと
いうことでございます。

左側にあります「ホームページへの掲載時間の短縮」というものを廃止しておりますが、
これは、昨年段階でもう9割、当日発表になっておりまして、あとは、発表のタイミング
によってどうしても超えられない部分がございますので、もはや目標値としての意味が余
りないのではないかとということで廃止しております。

の電子申請の話につきましては、表現ぶりを変えただけでございます。

(橋本貿易関税課総括補佐)

資料3の10ページでございますけれども、上から3つ目に、国際部がやっております

「食料・農業・農村に関する国際協力」がございます。これにつきましては、指標としては、今年も昨年と同じものを使って評価してまいりたいと考えております。

(菊地環境政策課長)

環境政策課でございます。お手元の資料の18ページをお開きください。18ページの上段でございます。「バイオマスの利活用の推進」ということで、新しく項目を立てさせていただいております。これまでは「食品廃棄物対策」ということでありましたが、実は、昨年12月に、エネルギーなり製品として、生物由来の有機性資源の利用拡大を、国を挙げて図っていこうということで、「バイオマス・ニッポン総合戦略」が策定されております。この対象となっておりますのは、例えば廃棄物系でございますと建設発生木材、下水道の汚泥、パルプ工場で出てくる廃液といったものがございまして、農林水産省関係でございますと家畜の排せつ物、食品廃棄物、製材工場の廃材などがございまして、これらすべてのバイオマスにつきまして、平成12年段階でございますと大体60%ぐらいが利活用されております。平成22年におきましては80%ぐらいまでに利活用を進めていこうというのが「バイオマス・ニッポン総合戦略」でございます。この考え方に基きまして、表にございませうように、目標値といたしまして、80%以上に向上させるということを書いてございます。

その代替指標といたしまして、農林水産省関係でございますと3つございます。

1つは、これまでも掲げてございましたが、食品廃棄物の利用でございます。これは、これまでは、食品関連事業者による再生利用等の割合を44%としておりましたが、最近の利活用の実態を踏まえまして、全体で46%に向上させるという目標を立てております。

次に、家畜排せつ物と木質バイオマスの関係でございますが、まことに申しわけございませんが、これらの関係の指標につきましては、まだデータの整備が不十分な段階でございまして、そのこともございまして、検討中ということで書かせていただいております。

なお、私どもが考えておりますのは、家畜排せつ物関係につきましては、家畜の排せつ物の関係の法律に基きまして施設の整備が進められておりますので、そういった関係で、これまで不適切な処理がなされたものを解消するということと、もう一つは、技術的に可能な利用方法の検討ということでございます。

なお、現在、家畜の排せつ物につきましては、大体80%程度が利活用されております。残り20%のところをどうするかという問題でございます。

もう一つ、製材工場の廃材につきましては、現在、おおむね93%ぐらいが利活用されて

います。残り7%のところにつきまして、データを整備して、その向上といったことで考えていきたいと思っております。

もう一つ、サブ指標といたしまして、バイオプラスチックの原料でありますポリ乳酸の価格を、競合製品でありますポリスチレンの価格の2倍程度まで引き下げることがございます。現在、大体4倍ぐらいでございます。これを2倍の価格差まで引き下げますと、生物由来の製品が、例えば買い物袋なり農業用資材として、かなり使われるのではないかと考えております。そのための取り組みを進めたいと思っております。これが1つございます。

もう一つ、19ページをお開きください。19ページの一番下でございます。「地球環境保全対策」でございます。これにつきましては、サブ指標のところでございますが、森林の造成面積につきまして、15年度が8万1,400ヘクタール、保安林関係につきまして、こういった数字を掲げております。

なお、「地球環境保全対策」の目標値の中で、農地土壌から発生する二酸化炭素の排出抑制が書いてございますが、この算定につきましては、緑肥が栽培されている面積、あるいは持続性のある農業生産方式で行われている面積といったものをカウントしていきたいと考えております。

(新木林野庁企画課長)

9ページをお開きいただきたいと思えます。林野庁関係の変更点についてご説明いたします。

まず、上の「木材利用の推進と木材産業の健全な発展」のところでございますけれども、新たに「集成材・合板用素材の地域材利用量」ということで、サブ指標として追加したいと思えます。これは、先ほど新規事業のところでご説明いたしましたけれども、これまでには外材が主として使われてきた集成材、合板への地域材の利用を推進することが重要であるということで、その指標を掲げるということでございます。

次に、その下の「特用林産の振興」でございますけれども、生産量は、平成16年度目標39万1,000トン。量は変わっておりませんが、今、対象は、シイタケ、ナメコなど9品目のキノコでございます。最近、その9品目からエリンギへの作目変更が進んでおります。食料自給率のレポートでもエリンギを加えております。そういうことから、数量は変えませんが、9品目ではなくて、エリンギを加えた10品目ということで把握させていた

だきたいということでございます。

また、生産性につきましては、14年度で6.0トン/戸ということございましたけれども、生産量は平成16年度目標でございますので、それに合わせまして、7.2トン/戸ということで設定させていただきたいということでございます。

次、めくっていただきまして、12ページでございます。下の方の「効率的かつ安定的な林業経営の育成」の目標値のサブ指標の でございます。これは従前は、第8次労働災害防止計画期間を目標値としてきたわけでございますけれども、この計画期間といいますが、これまでやってきたのが第9次でございます、これが14年度で終わりました、今、第10次ということで取り組んでおりますが、そういうことから、その目標の基礎となるところにつきまして、第9次労働災害防止計画期間の累計値に対して、20%減を目標ということにさせていただきたいということでございます。

次は、変更点について申し上げます。16ページでございます。一番下でございますけれども、「山村地域の活性化」でございます。従前は、その指標の中に、新規林業関連就労者ということで掲げておりましたけれども、これに関しましてアンケート調査をやったところ、有効回答がなかったということで、町村の方でこの把握がなかなか難しいということでございます。そういうことから今回は、右に出ておりますように、これを新規定住者数に変更して、的確に把握していきたいということでございます。

その指標を3つ掲げておりますけれども、いずれにも、関連事業を実施していない市町村における増加率を上回るといったことで条件をつけさせていただいております。

次は、18ページをごらんいただきたいと思っております。下の方、「森林の整備」ということで、現在、アウトプット目標でございますけれども、今、別途、森林整備保全事業計画

これは公共事業の計画なのでございますが、16年度を始期とする公共事業の見直しを検討しているところでございまして、その中で、アウトカム目標について検討しているところでございます。そういうことから、その検討状況を踏まえまして、この「森林の整備」の目標値につきましても、今、見直しを検討しているということでございます。

なお、次の「森林の保全」にも今の話が絡みますので、そういうことで見直しているということでございます。

次のページの「森林の保全」のところでございますけれども、目標値の でございます。国有林野の保護林でございますけれども、これは平成15年で56万2,000ヘクタールでございます。既にこの目標を上回っておるわけでございます、そういうことから目標年次を

17年ということで、面積も設定し直しまして、66万 3,000ヘクタールということで設定させていただきたいということでございます。

次に、「国民参加による森林づくりと森林の多様な利用の推進」でございます。ボランティア・ネットワークへの参加団体数は、平成17年で 300団体ということで設定してありましたけれども、14年で 262まで迫っております。そういうことから上方修正いたしまして、同じ17年で 450団体としたいということでございます。

(須藤水産庁企画課長)

水産庁の変更点についてご説明いたします。

まず最初に、9ページをお開きいただきます。9ページの下のところにある枠でございます。従前、 という大目標の中に入れておりました「我が国周辺水域における水産資源の適切な管理」でございます。これを大目標の の方に移動させていただきたいと考えてございます。これは、従前は、中に資源量の数値みたいなものが出てくるものですから、漁場の確保といった見方で、産業の育成という方がわかりやすかろうという形で のところにあつたのですけれども、先ほどの新規施策でご紹介しましたように、取り締まりをするとか、漁場の管理をする、資源を管理することによって、我が国 200海里水域から安定的に水産物を供給していくという面がございまして、施策としては、そちらの方が主目的でございます。したがって、こういう点をよりわかりやすくするためには、これをごらんいただくためには、 の中に入れておいた方がよろしかろうということで移動いたしたというものでございます。

その中のサブ指標をごらんいただきます。サブ指標の でございますが、従前は、サワラについてのみ資源回復計画を入れておりましたが、これは、その当時、資源回復計画はこれしかなかったということでございまして、昨年、幸いにしまして、3つつくってございます。その3つ、いずれも新たにこの中に入れていきたいと考えてございます。

1つ目は、伊勢湾、三河湾の小型機船底びき網漁業でございますが、そこの対象魚種につきまして、平成18年度に目標に、漁獲量を25%増加させたい。

2つ目は、日本海西部のアカガレイにつきまして、資源量指数でございますけれども、平成24年度に15%増加させたい。

3つ目は、太平洋北部沖合性カレイ類の関係でございます。幾つかカレイの種類がございまして、サメガレイ、キチジにつきましては5%増加、ヤナギムシガレイとキアンコウ

につきましては現状維持。いずれも資源回復計画の中に出てきている数字を使いながら目標設定をいたしてございます。

次のページ、10ページをごらんいただきたいと思います。一番上のところでございます「つくり育てる漁業の推進」でございます。そのサブ指標の でございますが、シロサケの回帰率 2.3%以上維持ということを掲げてございます。これは、シロサケの回帰率がだんだん減ってきているということで、回帰率を上げたいという早急な目標がありましたので、これを入れたのでございますが、その後、平成12年の回帰率 2.3%以上の実績がコンスタントに出ております。したがって、ある程度定着性があるということで、これを目標という形にするよりは、別の目標を入れて、つくり育てる漁業の目的もより明らかにした方がよろしいのではないかとということで見直しをいたしまして、その右側、平成15年の案でございますけれども、新たに のところに掲げてございます。つくり育てる漁業で一番問題なのは赤潮でございますが、水産庁では、赤潮の予察や発生があった場合、早期にウォーニングを発するといったことをやって、被害の件数、割合を減らすということに努力しているわけですが、それを掲げていこうということで考えてございます。13%という目標は、最近5年間の被害件数の発生の割合をとったものでございまして、これよりも被害の発生の比率が抑制されるようにということを目指したいと考えてございます。

その下の「消費者ニーズに対応した水産物の流通・加工」のところでございます。ここにつきましては、目標値、サブ指標、それぞれ廃止というものを掲げてございますけれども、これは食品安全行政の一体化ということで、一番上のところ、大目標の の中に一本化して整理していった方がよろしいだろうということで、そういう整理をいたしたということでございます。

少し飛びまして、13ページをごらんいただきたいと思います。13ページの一番上のところでございます。「効率的かつ安定的な漁業経営の育成」という欄がございます。このところの目標値のところでございます。「漁業生産コストの抑制」ということで、全部の漁業を沿岸と中小漁業に分けまして、その平均値として、そのコストの金額を掲示して、それを目標値としたものでございましたが、統計関係の数値のとり方に若干変更があって、これを無理に使うと連続性に問題が生ずるというテクニック上の問題がありましたのですが、それに加えて、平成14年に、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法を改正いたしまして、その施行を行った中に、みずから経営改善に取り組む漁業者に対しまして支援するという形で、その漁業者が漁業経営改善計画をつくるということ盛り込み

ました。実際に漁業経営改善計画をつくるということは、まさに漁業経営をより効率的・安定的に進めるという意味のあらわれでもございますので、これを目標値の中に取り込み、新たに、こういう計画をつくる方を 375まで、平成18年度を目標につくらせていきたいということを目標に掲げたいということでございます。

最後に、17ページをごらんいただきたいと思います。17ページの一番上、「漁村における総合的整備の推進」のところのサブ指標の でございます。これの趣旨としましては、先ほど農村振興局でも同じような趣旨のものがご紹介されておりましたが、平成15年4月に施行された社会資本整備重点計画法の中に海岸事業が取り込まれてございます。漁港の関係の海岸事業もございまして、それにつきまして、その法律で目標とされております平成19年、その目標年度に、現在 6,000ヘクタールほどあるといわれている、津波・高潮による災害から安全性が確保されていない漁村の面積を 1,000ヘクタール削減し、5,000ヘクタール程度にしていこうという目標を新たにつけ加えていこうというものでございます。

(今村座長)

ありがとうございました。

ただいまの報告、説明につきまして、委員の皆さんから何かご意見、ご質問がございましたらどうぞ。

(大山委員)

1つだけよろしいですか。ちょっと細かいかもしれませんが、10ページの「食料・農業・農村に関する国際協力」のところの内容、相手国ニーズへの適応度が100%で、農業政策への理解度が100%というのはどういうあれなのですかね。

(橋本貿易関税課総括補佐)

ご質問の件でございますが、国際協力では、ご承知のとおり、相手国でどれだけ役に立つかというのが一番重要でございますので、相手国でのニーズが高いかどうかということで評価しようと考えているものでございます。

それから、国際協力を進める上では、我が国がWTOとかさまざまな場で打ち出す農業政策に対して、各国の理解を深めてもらうといったことも期待したいということから、この2点をやってございます。

ご質問の件は、恐らく手法のことではないかと思うのですが、多分前回だと思うのですけれども、アンケート形式でやっていることについてご指摘を受けておりました、アンケート形式でやっていったら、もらう方だから、それに対しては「うん」というに決まっているではないかということだと思うのです。これについては、さっき、ちょっと省いてしまったのですが、政府関係者のようにもらう方だけにアンケートをするという形だと評価結果にバイアスがかかってしまうということで、我々としては、アンケートの対象者の見直し、具体的にいえば、例えば基礎的な調査事業がありまして、そういうものだと、現地のNGOや研究機関に対して報告書を配付したりするわけですが、その報告書を実際に使うNGOが、それが役に立っているかどうかといったことを含めてアンケートをしていくように、中身をちょっと工夫していこうかと考えておりますので、まだまだ検討が必要だと思いますが、やっていきたいと思っております。

(秋岡委員)

中身のことでなくて、目標値の設定の仕方についてのちょっとテクニカルな質問なのですが、1つは、一番後ろのページの「情報の受発信の推進」のところ、ほかのところにも同じような例があるので、ここがどうということではないのですけれども、ホームページの接続件数の割合は100万件の増加が目標で、例えばメールマガジンになると50%と書いてあるのですね。こっちは件数、絶対値でいって、こっちはパーセンテージだというのは何か区別があるのですかという質問が1つ。

もう一つは、ここだけではないのですけれども、例えば5ページ目に、てん菜の労働時間を何時間減らすというのがあります。コンサル会社だと、自分が担当しているプロジェクトに対して、今日は30分これをやった、1時間という表をつくらせますけれども、実際にはかるとき、アンケートとって、今日は何分働きましたとかという答えをもらうのですか。

(皆川企画評価課長)

生産費調査というのがありまして、対象農家で労働時間を記帳してくれる人がいるのですね。それで計るということです。

(秋岡委員)

わかりました。

(涌野情報課長)

先ほど説明のときにも若干触れたのですが、ホームページの方は30%増で、ただ、30という数字でわかりにくいので、それを計算しますと 100万件になるので、100万という切りのいい数字を出したということで、特に他意があったわけではございません。

(今村座長)

それでは、まだあるかもしれませんが、その意見も含めて。これはパブリックコメントの募集にかけるのだそうです。それをもとに、省内においても検討を行いまして、9月末をめどに政策評価シートの決定を行うということでございますので、もしお気づきの点がありましたら、委員の皆さんからも事務局の方にコメントを寄せていただければと思います。これからでも結構でございますので、お願いいたします。

以上で本日の議事は一応終了したのですが、去る29日に、新たな食料・農業・農村基本計画を策定しようということで、プレスリリースが行われたと聞いております。その内容につきまして、企画評価課長よりご説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(皆川企画評価課長)

「新たな食料・農業・農村基本計画の策定について」という資料をごらんいただきますと、冒頭に大臣の談話が出ていますが、その前に、食料・農業・農村基本計画というものの内容について、後ろから3枚目でございますので、ちょっとごらんいただきますと、これは政策評価会ですので、政策評価自体、基本計画の大きな方向性に沿って目標が立てられ、それを検証していくという作業ですので、当然ご案内とは思いますが、平成12年3月に、食料・農業・農村基本法に基づいて策定され、閣議決定を経て公表されたというものでございます。

その中身といたしましては、その大きな政策の方向性なり、その中でも特に食料自給率の目標といったものが掲げられておりまして、今、そういったものに沿って政策が行われている、また、政策評価の目標自体も、こういった方向性に沿って立てられているということでございます。

もう一枚めくっていただきますと、基本計画自体は、おおむね5年ごとに見直すということになっておりまして、そういう意味では、現行計画後における農業情勢、さらには、現行計画に基づいて実施されてきている政策についても検証の過程に入らなければいけません。要するに、おおむね5年ごとに見直すということは、その後1年半ぐらいたった時点で新しい計画が閣議決定されているということを予定しているわけでありますので、そういう意味では、そろそろ見直し過程に入らざるを得ないという時間になったということでございます。

もう一枚めくっていただきますと、スケジュールとしては、見直すということになりますと、省内でもその検証作業なりを少し行った上で、これは前は、今村先生が会長をされていた段階での食料・農業・農村政策審議会に諮っているわけですが、この議論をスタートするというのも来年ぐらいから始めなければいけませんということで、今回、作業の開始を大臣からご指示いただいたということでございます。

内容でございますが、前の方から5ページぐらいのところに折り込んでいる「新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けて」という紙をごらんいただきますと、今申し上げた、食料・農業・農村基本計画自体、どうなっているかというのは一番左に書いてございますが、これを受けてさまざまなことをやってきたわけでございます。「主な施策の展開方向」ということで、平成12、13、14、15と3年半を経過したわけですが、その間に、さまざまな基本計画なり基本法に基づく政策方向を打ち出してきたつもりでございます。その中身を縷々書いてございますが、特に、次期計画で重視しなければいけません。BSEの問題が起きて、食の安全・安心という問題について、もう一段の取り組みを求められてきているといったことが、この3年半の間に、政策の展開なり外部事情として起こってきたということでございます。

今回、見直しの視点ということでは、今申し上げました食の安全・安心の確保の一層の推進ですとか、国民と農業との間の距離感が引き続きあるといったことを踏まえました流通の合理化といった点もあるわけでございますが、特に、「担い手の経営に着目した品目横断的な政策への移行」、「担い手・農地制度の改革」、「地域資源・環境保全政策の確立」という3点につきましては、現行基本計画の中でも、検討するということが予告されていた事項であったわけですが、この3年間、十分な答えを見出しかねているという部分でもございます。そういう意味でハードルはかなり高いわけでありまして、特に品目ごとの価格制度についてはかなり見直しをしまして、いわゆる市場介入型のことはどんどん

やめてきておりまして、価格形成自体、市場にどんどんゆだねていく。ただ、それによって生じる経営上の変動について、経営安定対策を品目ごとに設けながらやってきたというのが実態でございます。ただ、それでも、品目ごとということでの制約。いわゆる経営判断については、より農家の自主的判断、農業経営者の自主的判断という方向に行かざるを得ないという中で、品目ごとということから、その垣根を取っ払っていく作業に着手せざるを得ないということでございます。

この場合、平成13年8月に、保険的手法をかなり前面に立てた形での一定のとりまとめを行ったわけですが、そういった問題がありましようし、また、EU等で行われている直接支払い的なものも念頭に置きながら、一定の前提を置かず、かなり幅広く検討したいということと考えております。

2点目の「担い手・農地制度の改革」は、田中委員からもご指摘があったのですが、さまざまに構造政策をやってきたわけですが、なおまだ耕作放棄地がどんどん増える、さらには耕地利用率も減少していくといった状況の中で、一体どういった方々にどういった形で担っていただければいいのかということについて、さまざまな今までの施策の経緯があって、なかなか越えられないところが多かったわけでありましたが、そのハードルについても、いったん取っ払って考えてみたらどうなるのだろうかといったことを骨太に検討させていただきたい。そういう意味で、新しい担い手の参入ということも含めて考えてみたらどうだろうかといったことで2点目を考えております。

3点目は、地域資源の維持云々ということで、今まで経営の内部でこなせてきた物事が、農産物価格の低下といったことの中で、経営の内部だけで十分にこなしがたくなっているような側面が一面であるということと、環境に関する国民の関心が高い中で、農業自体も一面で、環境に対する負荷を与えている存在であります。そういったものを極小化していく取り組みをどうやって講じていくのかといった面。ですから、そういった地域資源の維持をどう図るか、さらには、環境保全型の農業をもっと徹底するという意味で、どういった新しい施策があるかということについて、次期基本計画の中で具体的な方向性をしっかり出せるように検討してみたいということで、その3点につきましては、後でござらんいただければわかりますが、大臣の談話の中でも特に重点を置いて検討の指示があったということでございます。

いずれにせよ、政策評価なり何なりの基本となっております基本計画でありますので、基本計画の見直し作業に入るということは、当然、政策評価の方とも密接に関係してくる

ということでございまして、来年の総合評価といった中で、例えば自給率目標自体の取り扱いといったものについても総合評価の中でやっていくという議論もございますので、評価会の皆様方も、基本計画の検証の一つのプロセスの中にご参画いただいて、ご議論いただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

(今村座長)

今の企画評価課長の説明について、何かご意見、ご質問ございますか。

(田中委員)

あるけれども、後日やりましょう。

(今村座長)

それでは、政策評価会としても、新たな基本計画の策定に向けて、総合評価による現行基本計画の検討作業を進めていくことといたしたいと思えます。そのため、来年度の作業に着手する前に一度、担当の各局庁より、総合評価の進め方について、評価会において報告いただきたいと思っています。それは日程的には、来年の2月か3月ごろになるかと思えますけれども、そういうことも含めて、今後のスケジュールについて、事務局からお願いたします。徳田調査官、お願いします。

(企画評価課徳田調査官)

資料5でございますが、平成15年度に行う政策評価のスケジュールでございます。前回、予備日として委員にお示しました9月30日は開催しないこととし、今回は、10月29日から31日まで現地視察ということで、熊本県、長崎県を対象に行いたいと思えます。具体的な視察先等は、現在、九州農政局と調整中ございまして、決定次第、後日連絡したいと思います。また、要望があれば事務局の方に伝えていただければと思えます。

(皆川企画評価課長)

どこを見たいとか。

(森本委員)

政策評価会の先生方がわざわざ熊本まで来るのだったら有意義な場所を選定してもらいたい。ほかの先生方の考えもあるでしょうけれども、熊本に来て、そのときのタイムリーなものをみて、感じて帰っていただけるということであれば、それに対して、地元として、私どもも一生懸命協力したいと思います。

(皆川企画評価課長)

検討させてください。

(企画評価課徳田調査官)

なお、途中でしたけれども、それ以降の評価会の開催日の日程につきましては、今村座長と相談しながら調整させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

最後に、本日、お手元に配っております資料につきましては、いつものとおり、後日郵送させていただきますので、そのまま置いていただければと思います。

3. 閉会

(今村座長)

9月30日は予備日とってあったのですが、これはとりやめまして、10月29日から31日、現地調査を行うということにいたします。その後の日程については、改めて皆さんと日程調整してご協議いたします。

なお、今日のいろいろの資料は、農水省のホームページを通じて公表されますので、よろしくをお願いします。

議事録につきましては、いずれ委員の皆様方にお送りしまして、訂正、修正等々あるでしょうから、その上でお名前とともに公表することにいたします。

今日は議論が大変豊富で、予定よりもはるかにオーバーしてしまいましたけれども、今日はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

了